

# ジャパンニューエイジオープン

追加型投信／国内／株式

■この目論見書により行う「ジャパンニューエイジオープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を2025年6月24日に関東財務局長に提出しており、2025年6月25日にその効力が生じております。

■「ジャパンニューエイジオープン」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

## アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。  
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

### ■委託会社への照会先

【コールセンター】 **0120-104-694** （受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

【ホームページアドレス】 <https://www.am-one.co.jp/>

|                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| 発行者名                | アセットマネジメントOne株式会社 |
| 代表者の役職氏名            | 取締役社長 杉原 規之       |
| 本店の所在の場所            | 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 |
| 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 | 該当事項はありません。       |

## 目 次

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 第一部【証券情報】           | 1   |
| 第二部【ファンド情報】         | 4   |
| 第1【ファンドの状況】         | 4   |
| 第2【管理及び運営】          | 31  |
| 第3【ファンドの経理状況】       | 37  |
| 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】 | 54  |
| 第三部【委託会社等の情報】       | 56  |
| 第1【委託会社等の概況】        | 56  |
| 約款                  | 103 |

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

ジャパンニューエイジオープン

(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

(イ) 追加型株式投資信託（契約型）の受益権です。

(ロ) 当初元本は1口当たり1円です。

(ハ) アセットマネジメントOne株式会社（以下「委託者」または「委託会社」といいます。）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

※ ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

3兆円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

(イ) 発行価格は、取得申込受付日の基準価額です。

なお、ファンドの基準価額については1万口当たりの価額を発表します。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

(ロ) 基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

インターネットホームページ

<https://www.am-one.co.jp/>

※基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

## (5) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。）

インターネットホームページ

<https://www.am-one.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」※<sup>1</sup>または「償還前乗り換え」※<sup>2</sup>によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができます場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

※1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

※2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

## (6) 【申込単位】

お申込単位は、販売会社またはお申込コースにより異なります。

お申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース（「分配金受取コース」）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（「分配金再投資コース」）の2コースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができ場合があります。

詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。）

インターネットホームページ

<https://www.am-one.co.jp/>

**(7) 【申込期間】**

2025年6月25日から2025年12月24日までです。

※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

**(8) 【申込取扱場所】**

申し込みの取扱場所（販売会社）については、下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

インターネットホームページ

<https://www.am-one.co.jp/>

**(9) 【払込期日】**

ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に委託者の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンドの口座に払い込まれます。

**(10) 【払込取扱場所】**

払い込みの取り扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認ください。

**(11) 【振替機関に関する事項】**

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

**(12) 【その他】**

(イ) 申込証拠金

ありません。

(ロ) 日本以外の地域における発行

ありません。

(ハ) 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第1 【ファンドの状況】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは追加型投信／国内／株式に属し、主としてわが国の上場株式に投資し、投資信託財産の成長を目標に運用を行うことを基本とします。

委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として、信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型     | 国内     | 株式                |
|         |        | 債券                |
|         | 海外     | 不動産投信             |
| 追加型     |        | その他資産<br>( )      |
|         | 内外     | 資産複合              |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

|       |                                                               |
|-------|---------------------------------------------------------------|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。         |
| 国内    | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 株式    | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。    |

## ■属性区分表

| 投資対象資産         | 決算頻度         | 投資対象地域    |
|----------------|--------------|-----------|
| <b>株式</b>      | <b>年 1 回</b> | グローバル     |
| <b>一般</b>      |              |           |
| 大型株            | 年 2 回        | <b>日本</b> |
| 中小型株           | 年 4 回        | 北米        |
| 債券             |              |           |
| 一般             | 年 6 回（隔月）    | 欧州        |
| 公債             |              |           |
| 社債             | 年12回（毎月）     | アジア       |
| その他債券          |              |           |
| クレジット属性<br>（ ） | 日々           | オセアニア     |
|                | その他（ ）       | 中南米       |
| 不動産投信          |              | アフリカ      |
| その他資産<br>（ ）   |              | 中近東（中東）   |
| 資産複合<br>（ ）    |              | エマージング    |
| 資産配分固定型        |              |           |
| 資産配分変更型        |              |           |

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## ■属性区分の定義

|       |                                                                        |
|-------|------------------------------------------------------------------------|
| 株式 一般 | 目論見書または投資信託約款において、株式に主として投資する旨の記載があるものであって、大型株・中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。 |
| 年 1 回 | 目論見書または投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいう。                               |
| 日本    | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。                 |

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

## b. ファンドの特色

# 1 わが国の上場株式を主要投資対象とし、主に銘柄選択効果により、中長期的に「東証株価指数(TOPIX) (配当込み)」を上回る投資成果を目指して積極運用を行います。

- 株式への投資にあたっては、運用サポートチームによる企業調査・業界分析などによりユニバースを構築し、ファンドマネージャーがユニバースの中から、収益力・成長性を分析し株価水準などを勘案して厳選投資します。

東証株価指数(TOPIX)の指数値および東証株価指数(TOPIX)にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。JPXは、東証株価指数(TOPIX)の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

# 2 高位組入による積極運用を基本とします。

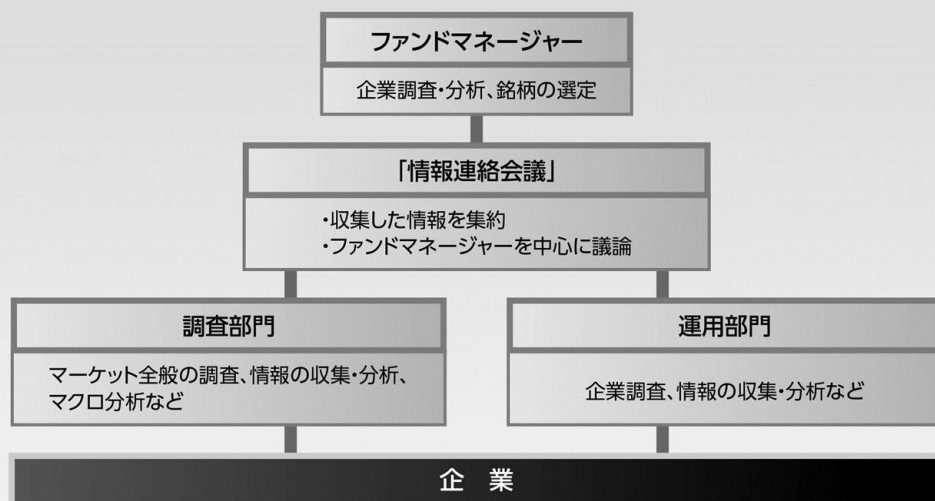
- 株式組入比率については、銘柄選択効果を高めるため、高位に保つことを基本とします。ただし、株式市場の中長期的なトレンド変化が予想される場合には、弾力的に対処し、下落リスクの低減をはかります。

※上記のような運用スタンスで臨みますが、これらはあくまで運用上の目標であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## 運用サポート体制

- ◆運用サポートチームを活用し、主に企業調査・業界分析などに基づき、各業種から300銘柄程度にユニバースを絞り込むことにより、幅広い企業情報の収集ときめ細かな分析を行い、フォローの徹底をはかります。
- ◆ファンドマネージャーのほか、運用部門ならびに調査部門が、独自の調査・分析に基づいた精度の高い情報の収集に努めます。
- ◆ユニバースについては、ファンドマネージャーの判断により、見直すことがあります。

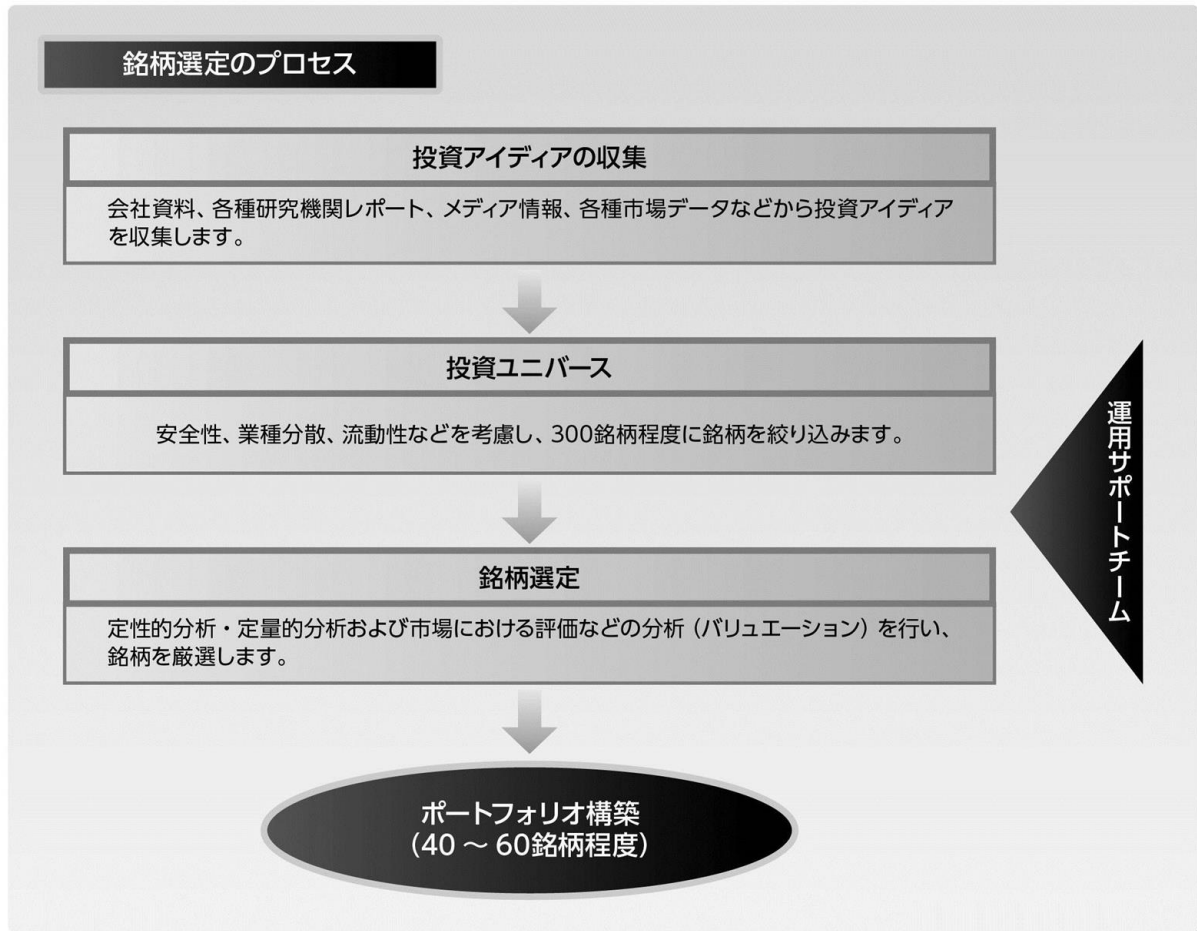
### 運用サポートチームの概念図





## 銘柄選択アプローチ

- ◆ユニバースのなかから、ファンドマネージャーが、最終的には、企業の収益力、成長性を分析し、株価水準なども勘案して、40～60銘柄程度に厳選投資します。(ファンドの規模により、銘柄数は変わります。)



## ■ 分配方針

原則として、年1回(毎年9月24日。休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。

- ◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- ◆分配金額は、基準価額水準などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◆留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

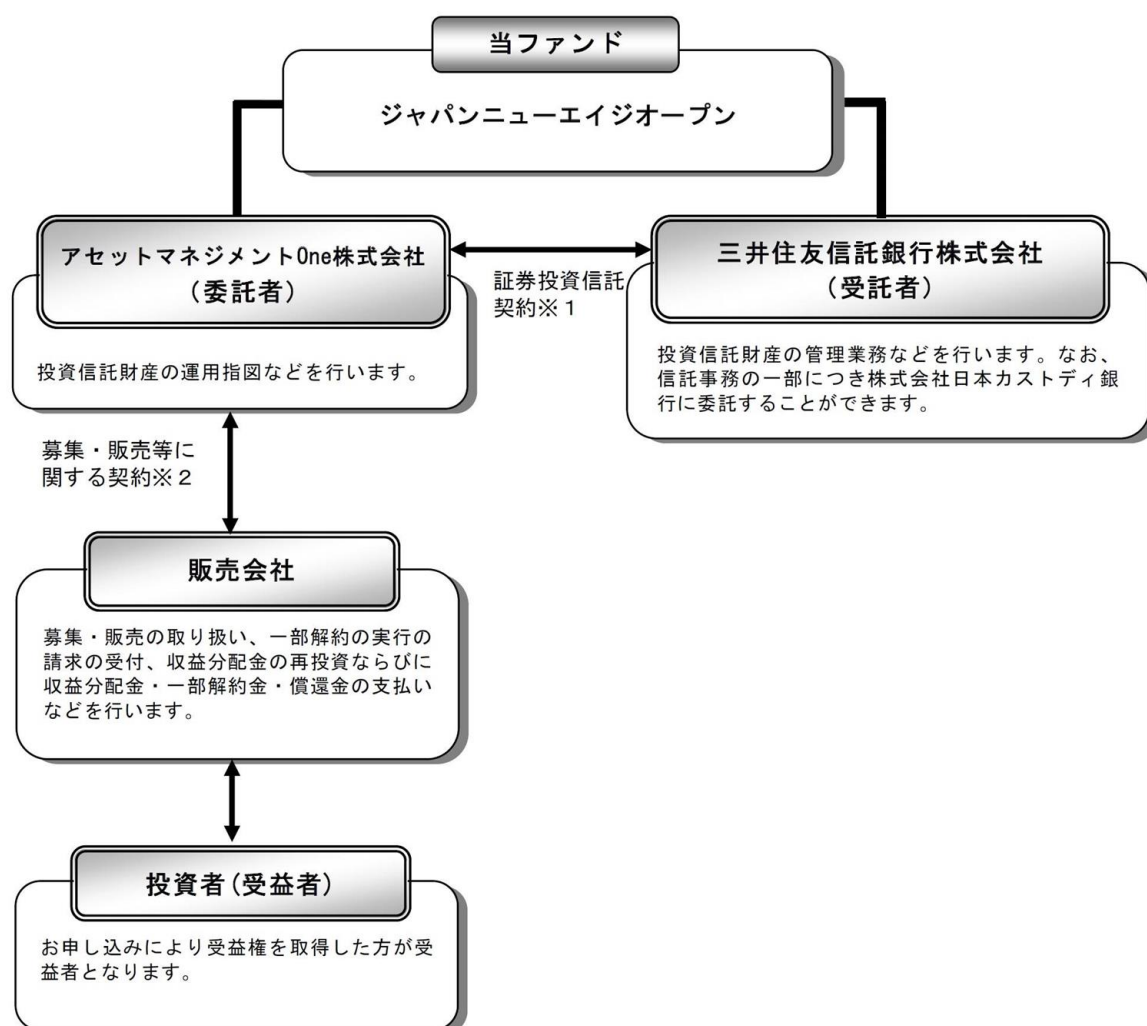
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## (2) 【ファンドの沿革】

|              |                                                |
|--------------|------------------------------------------------|
| 1998年 9 月25日 | 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始                          |
| 2016年10月 1 日 | ファンドの委託会社としての業務を新光投信株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継 |
| 2022年 6 月25日 | 信託期間を2028年 9 月25日までに変更                         |

## (3) 【ファンドの仕組み】

### a. ファンドの仕組み



#### ※1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

#### ※2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

## b. 委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2025年3月31日現在）

委託会社の沿革

|            |                                                                                               |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1985年7月1日  | 会社設立                                                                                          |
| 1998年3月31日 | 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得                                                                 |
| 1998年12月1日 | 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可                                                                  |
| 1999年10月1日 | 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。 |
| 2008年1月1日  | 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更                                        |
| 2016年10月1日 | D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更  |

大株主の状況

（2025年3月31日現在）

| 株主名                | 住所                 | 所有株数      | 所有比率    |
|--------------------|--------------------|-----------|---------|
| 株式会社みずほフィナンシャルグループ | 東京都千代田区大手町一丁目5番5号  | 28,000株※1 | 70.0%※2 |
| 第一生命ホールディングス株式会社   | 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号 | 12,000株   | 30.0%※2 |

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### a. 基本方針

当ファンドは、投資信託財産の成長を目標に、運用を行うことを基本とします。

#### b. 運用の方法

##### (イ) 主要投資対象

わが国の上場株式を主要投資対象とします。

##### (ロ) 投資態度

- ① わが国の上場株式を主要投資対象とし、主に銘柄選択効果により、中長期的に東証株価指数（TOPIX）（配当込み）を上回る投資成果を目指して積極運用を行います。
- ② 株式への投資にあたっては、運用サポートチームによる企業調査・分析によりユニバースを構築し、ファンドマネージャーがユニバースのなかから、収益力・成長性を分析し株価水準等を勘案して厳選投資します。
- ③ 株式組入比率については、銘柄選択効果を高めるため、高位に保つことを基本とします。ただし、株式市場の中長期的トレンド変化が予想される場合には、弾力的に対処し、下落リスクの低減をはかります。
- ④ ファンドの資金動向・市況動向等により、上記のような運用ができないことがあります。
- ⑤ 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます）を行うことができます。
- ⑥ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことができます。
- ⑦ 株式以外の資産への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたときならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

#### a. 運用の指図範囲

(イ) 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、第2号から第6号までの証券または証書の性質を有するもの

8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する本邦通貨表示の証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）

9. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

10. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

（ハ）上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

b. 先物

（イ）委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金およ

び償還金等ならびに上記 a. (ロ) 第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の 5 % を上回らない範囲内とします。

(ロ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（投資信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記 a. (ロ) 第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記 a. (ロ) 第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5 % を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の 5 % を上回らない範囲内とします。

#### c. スワップ

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件をもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

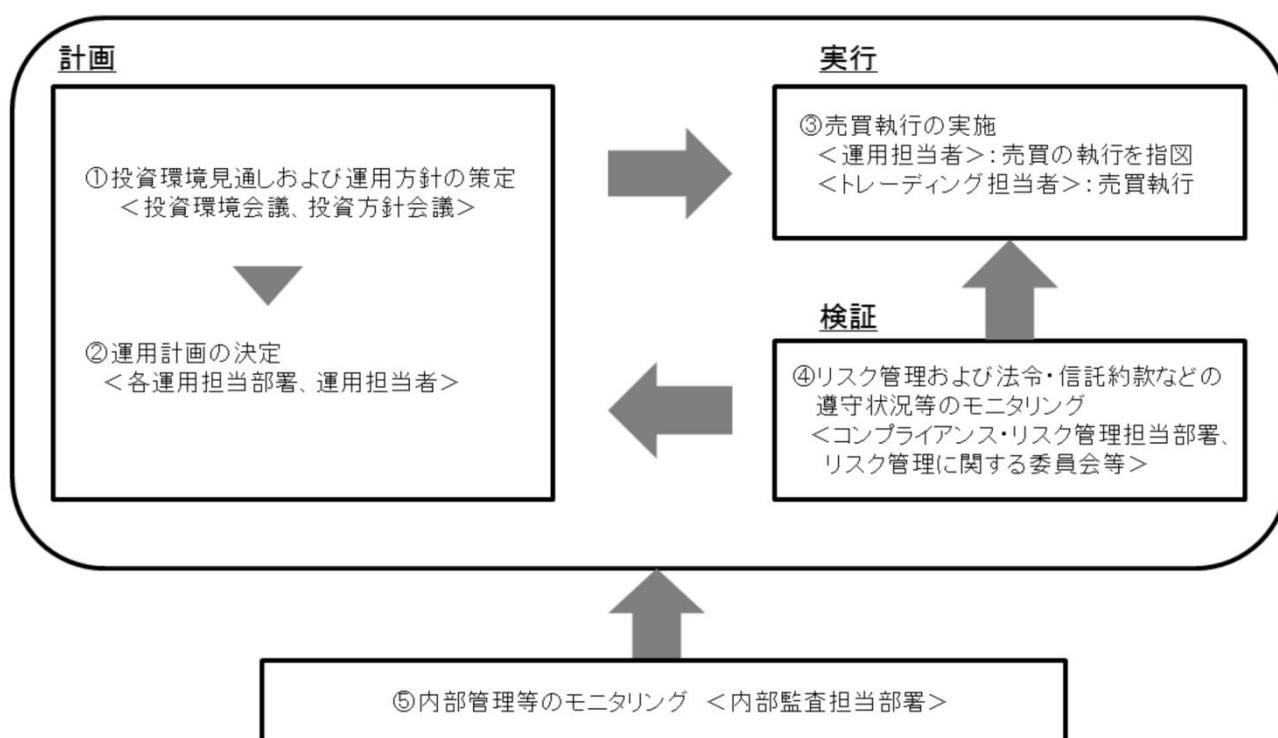
(ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。

(ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ホ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

### (3) 【運用体制】

#### a. ファンドの運用体制



#### ① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

#### ② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

#### ③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

#### ④ モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～80人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に行われるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2025年4月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

a. 収益分配は年１回、原則として、９月24日（休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等とします。
2. 分配金額は、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、基本方針にしたがって運用を行います。

b. 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、信託報酬および当該監査報酬ならびに信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、信託報酬および当該監査報酬ならびに信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c. 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

d. 「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して５営業日までに、受益者に支払われます。



「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

## (5) 【投資制限】

### ① 投資信託約款に定める投資制限

#### a. 株式への投資割合

株式への投資割合には制限を設けません。

#### b. 新株引受権証券等への投資割合

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

#### c. 同一銘柄への投資割合

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(ハ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### d. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

#### e. 投資する株式等の範囲

(イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### f. 信用取引の指図範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と

当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

g. 私募有価証券等への投資制限

委託者は、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

h. 有価証券の貸し付けの指図および範囲

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

（ロ）上記（イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部解約を指図するものとします。

（ハ）委託者は有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

i. 資金の借入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、投資信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受け取りの確定している資金の額の範囲内。
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
3. 借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%以内。

（ハ）借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

（ニ）借入金の利息は、投資信託財産中より支払われます。

j. 受託者の自己または利害関係人等との取引

（イ）受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内での資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

（ロ）上記（イ）の取り扱いは、約款に定める範囲内での委託者の指図による取引についても同様とします。

k. デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

1. 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 法令に定める投資制限

a. 同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

### 3【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

a. 株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受けて下落するリスクをいいます。当ファンドは、株式の組入比率を原則として高位に保ちますので、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は変動します。一般には、株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

b. 信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、当ファンドが投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。

また、当ファンドが投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産などに陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることがあ

り、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c. 流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

流動性リスクとは、有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドが売買しようとする有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

d. 投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

- (イ) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- (ロ) 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- (ハ) 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- (ニ) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- (ホ) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- (ヘ) 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- (ト) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。
- (チ) 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

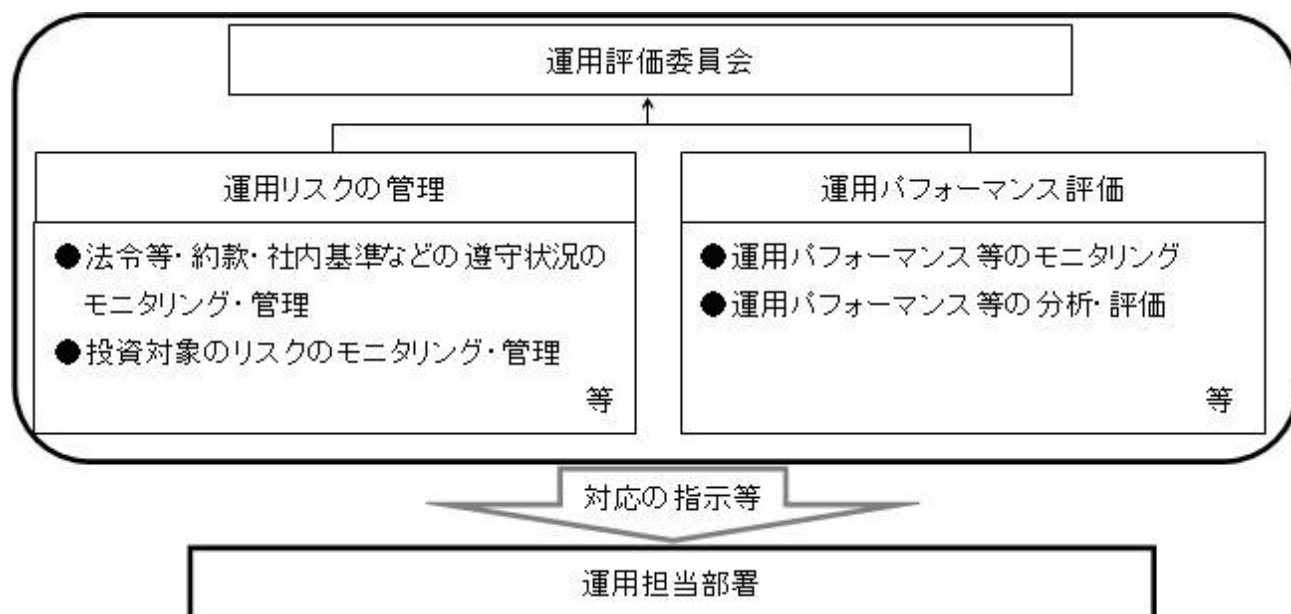
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## (2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

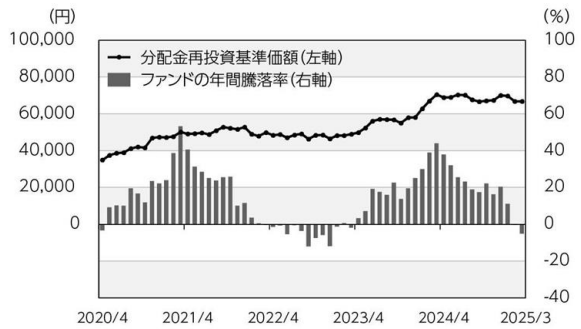


- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

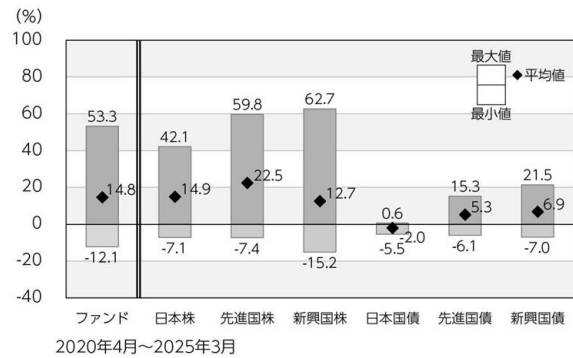
※リスク管理体制は2025年3月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## <参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



\*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

\*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

\*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### 各資産クラスの指数

|         |                                        |                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 本 株   | 東証株価指数 (TOPIX)<br>(配当込み)               | 「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広くに網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。                   |
| 先 進 国 株 | MSCIコクサイ・インデックス<br>(配当込み、円ベース)         | 「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。                                                            |
| 新 興 国 株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス<br>(配当込み、円ベース) | 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc. が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。                                                              |
| 日 本 国 債 | NOMURA-BPI国債                           | 「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。 |
| 先 進 国 債 | FTSE世界国債インデックス<br>(除く日本、円ベース)          | 「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。                                                        |
| 新 興 国 債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド (円ベース)     | 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。                                         |

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税等が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。）

インターネットホームページ

<https://www.am-one.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」※<sup>1</sup>または「償還前乗り換え」※<sup>2</sup>によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができます場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

※1「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

※2「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

### (2)【換金（解約）手数料】

#### a. 解約時手数料

ご解約時の手数料はありません。

#### b. 信託財産留保額

ご解約時に、解約申込受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

※「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

### (3)【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.76%（税抜1.6%）

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

※運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託報酬にかかる消費税等に相当する金額とともにファンドから支払われます。

| 支払先  | 内訳（税抜） | 主な役務                                      |
|------|--------|-------------------------------------------|
| 委託会社 | 年率0.6% | 信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価          |
| 販売会社 | 年率0.9% | 購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 |
| 受託会社 | 年率0.1% | 運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価             |

#### （４）【その他の手数料等】

- a. 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人に支払うファンドの監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
  - b. 投資信託財産にかかる監査報酬は、受益者の負担とし、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支払われます。
  - c. 証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および資産を外国で保管する場合の費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。
  - d. 「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。
- ※手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

#### （５）【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

##### ①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用あり）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

##### ②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行わ



れます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

### ③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※当ファンドは、少額投資非課税制度（NISA）の対象ではありません。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

### ○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2025年3月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

### ◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

#### <個別元本について>

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照。）

#### ＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

#### …（参考情報）ファンドの総経費率…

| 総経費率(①+②) | 運用管理費用の比率① | その他費用の比率② |
|-----------|------------|-----------|
| 1.76%     | 1.76%      | 0.00%     |

（表示桁数未満を四捨五入）

※対象期間:2023年9月26日～2024年9月24日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

2025年3月31日現在

| 資産の種類                 | 時価合計（円）       | 投資比率（％） |
|-----------------------|---------------|---------|
| 株式                    | 3,406,792,000 | 94.29   |
| 内 日本                  | 3,406,792,000 | 94.29   |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 206,279,861   | 5.71    |
| 純資産総額                 | 3,613,071,861 | 100.00  |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

### (2)【投資資産】

#### ①【投資有価証券の主要銘柄】

2025年3月31日現在

| 順位 | 銘柄名<br>発行体の国/地域                   | 種類<br>業種    | 数量     | 簿価単価<br>簿価金額<br>(円)      | 評価単価<br>評価金額<br>(円)     | 利率<br>(%)<br>償還日 | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|-----------------------------------|-------------|--------|--------------------------|-------------------------|------------------|-----------------|
| 1  | ソニーグループ<br>日本                     | 株式<br>電気機器  | 45,200 | 2,823.56<br>127,625,238  | 3,765.00<br>170,178,000 | —<br>—           | 4.71            |
| 2  | 三菱UFJフィナンシャル・グループ<br>日本           | 株式<br>銀行業   | 72,000 | 1,579.40<br>113,716,925  | 2,011.00<br>144,792,000 | —<br>—           | 4.01            |
| 3  | 三井住友フィナンシャルグループ<br>日本             | 株式<br>銀行業   | 34,300 | 3,065.41<br>105,143,568  | 3,795.00<br>130,168,500 | —<br>—           | 3.60            |
| 4  | トヨタ自動車<br>日本                      | 株式<br>輸送用機器 | 46,900 | 2,646.92<br>124,140,793  | 2,616.00<br>122,690,400 | —<br>—           | 3.40            |
| 5  | パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス<br>日本 | 株式<br>小売業   | 26,900 | 3,665.00<br>98,588,500   | 4,089.00<br>109,994,100 | —<br>—           | 3.04            |
| 6  | 日立製作所<br>日本                       | 株式<br>電気機器  | 28,000 | 3,856.00<br>107,968,000  | 3,458.00<br>96,824,000  | —<br>—           | 2.68            |
| 7  | スズキ<br>日本                         | 株式<br>輸送用機器 | 50,700 | 1,615.50<br>81,905,850   | 1,810.00<br>91,767,000  | —<br>—           | 2.54            |
| 8  | キーエンス<br>日本                       | 株式<br>電気機器  | 1,500  | 69,579.56<br>104,369,349 | 58,480.00<br>87,720,000 | —<br>—           | 2.43            |
| 9  | 第一生命ホールディングス<br>日本                | 株式<br>保険業   | 76,400 | 930.51<br>71,091,612     | 1,133.00<br>86,561,200  | —<br>—           | 2.40            |
| 10 | 日本電気<br>日本                        | 株式<br>電気機器  | 26,500 | 2,810.33<br>74,473,822   | 3,145.00<br>83,342,500  | —<br>—           | 2.31            |
| 11 | 任天堂<br>日本                         | 株式<br>その他製品 | 7,900  | 9,163.35<br>72,390,473   | 10,110.00<br>79,869,000 | —<br>—           | 2.21            |
| 12 | 三菱重工業<br>日本                       | 株式<br>機械    | 31,000 | 1,986.50<br>61,581,500   | 2,526.00<br>78,306,000  | —<br>—           | 2.17            |
| 13 | 東京海上ホールディングス<br>日本                | 株式<br>保険業   | 13,000 | 5,476.03<br>71,188,503   | 5,736.00<br>74,568,000  | —<br>—           | 2.06            |

|    |              |                          |         |                         |                         |        |      |
|----|--------------|--------------------------|---------|-------------------------|-------------------------|--------|------|
| 14 | 光通信          | 株式<br>情報・通<br>信業         | 1,900   | 32,420.00<br>61,598,000 | 38,550.00<br>73,245,000 | —<br>— | 2.03 |
| 15 | 楽天銀行         | 株式<br>銀行業                | 11,200  | 3,085.00<br>34,552,000  | 6,434.00<br>72,060,800  | —<br>— | 1.99 |
| 16 | N T Tデータグループ | 株式<br>情報・通<br>信業         | 24,800  | 2,545.00<br>63,116,000  | 2,681.50<br>66,501,200  | —<br>— | 1.84 |
| 17 | 大阪瓦斯         | 株式<br>電気・ガ<br>ス業         | 18,900  | 3,286.00<br>62,105,400  | 3,383.00<br>63,938,700  | —<br>— | 1.77 |
| 18 | 日東電工         | 株式<br>化学                 | 22,800  | 2,443.27<br>55,706,739  | 2,735.00<br>62,358,000  | —<br>— | 1.73 |
| 19 | 伊藤忠商事        | 株式<br>卸売業                | 8,900   | 7,758.00<br>69,046,200  | 6,901.00<br>61,418,900  | —<br>— | 1.70 |
| 20 | サンリオ         | 株式<br>卸売業                | 8,700   | 4,623.08<br>40,220,844  | 6,870.00<br>59,769,000  | —<br>— | 1.65 |
| 21 | 鹿島建設         | 株式<br>建設業                | 19,300  | 2,794.29<br>53,929,821  | 3,048.00<br>58,826,400  | —<br>— | 1.63 |
| 22 | 豊田通商         | 株式<br>卸売業                | 23,300  | 2,676.50<br>62,362,450  | 2,493.00<br>58,086,900  | —<br>— | 1.61 |
| 23 | ソフトバンク       | 株式<br>情報・通<br>信業         | 265,000 | 205.36<br>54,422,537    | 208.40<br>55,226,000    | —<br>— | 1.53 |
| 24 | 第一三共         | 株式<br>医薬品                | 15,700  | 4,734.00<br>74,323,800  | 3,511.00<br>55,122,700  | —<br>— | 1.53 |
| 25 | 住友ゴム工業       | 株式<br>ゴム製品               | 29,200  | 1,885.10<br>55,045,165  | 1,883.00<br>54,983,600  | —<br>— | 1.52 |
| 26 | オリックス        | 株式<br>その他金<br>融業         | 17,800  | 3,135.96<br>55,820,147  | 3,084.00<br>54,895,200  | —<br>— | 1.52 |
| 27 | HOYA         | 株式<br>精密機器               | 3,200   | 19,577.33<br>62,647,472 | 16,780.00<br>53,696,000 | —<br>— | 1.49 |
| 28 | 三井住友トラストグループ | 株式<br>銀行業                | 14,400  | 3,943.34<br>56,784,126  | 3,720.00<br>53,568,000  | —<br>— | 1.48 |
| 29 | 野村ホールディングス   | 株式<br>証券、商<br>品先物取<br>引業 | 56,800  | 982.88<br>55,827,920    | 908.20<br>51,585,760    | —<br>— | 1.43 |
| 30 | 住友林業         | 株式<br>建設業                | 11,400  | 6,407.28<br>73,043,102  | 4,509.00<br>51,402,600  | —<br>— | 1.42 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2025年3月31日現在

| 種類 | 投資比率 (%) |
|----|----------|
| 株式 | 94.29    |
| 合計 | 94.29    |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

2025年3月31日現在

| 業種         | 国内／外国 | 投資比率（％） |
|------------|-------|---------|
| 電気機器       | 国内    | 15.26   |
| 銀行業        |       | 12.10   |
| 情報・通信業     |       | 8.93    |
| 機械         |       | 6.54    |
| 化学         |       | 6.39    |
| 卸売業        |       | 6.01    |
| 輸送用機器      |       | 5.94    |
| 小売業        |       | 5.28    |
| 保険業        |       | 4.46    |
| 建設業        |       | 3.05    |
| 医薬品        |       | 2.92    |
| 不動産業       |       | 2.27    |
| その他製品      |       | 2.21    |
| 電気・ガス業     |       | 1.77    |
| サービス業      |       | 1.68    |
| ゴム製品       |       | 1.52    |
| その他金融業     |       | 1.52    |
| 精密機器       |       | 1.49    |
| 証券、商品先物取引業 |       | 1.43    |
| 食料品        |       | 1.29    |
| 陸運業        |       | 1.27    |
| 非鉄金属       |       | 0.97    |
| 合計         |       | 94.29   |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## （３）【運用実績】

### ①【純資産の推移】

直近日（2025年3月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

|                           | 純資産総額<br>（分配落）<br>（百万円） | 純資産総額<br>（分配付）<br>（百万円） | １口当たりの<br>純資産額<br>（分配落）（円） | １口当たりの<br>純資産額<br>（分配付）（円） |
|---------------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 第17計算期間末<br>（2015年 9月24日） | 3,844                   | 3,894                   | 1.1536                     | 1.1686                     |
| 第18計算期間末<br>（2016年 9月26日） | 3,395                   | 3,426                   | 1.0856                     | 1.0956                     |
| 第19計算期間末<br>（2017年 9月25日） | 3,884                   | 3,925                   | 1.4155                     | 1.4305                     |
| 第20計算期間末<br>（2018年 9月25日） | 3,785                   | 3,804                   | 1.5511                     | 1.5591                     |
| 第21計算期間末<br>（2019年9月24日）  | 3,259                   | 3,264                   | 1.4224                     | 1.4244                     |

|                          |       |       |        |        |
|--------------------------|-------|-------|--------|--------|
| 第22計算期間末<br>(2020年9月24日) | 3,165 | 3,211 | 1.5886 | 1.6116 |
| 第23計算期間末<br>(2021年9月24日) | 3,687 | 3,736 | 2.0657 | 2.0932 |
| 第24計算期間末<br>(2022年9月26日) | 2,974 | 2,983 | 1.7631 | 1.7681 |
| 第25計算期間末<br>(2023年9月25日) | 3,411 | 3,471 | 2.1485 | 2.1865 |
| 第26計算期間末<br>(2024年9月24日) | 3,678 | 3,687 | 2.4580 | 2.4635 |
| 2024年3月末日                | 3,972 | —     | 2.6201 | —      |
| 4月末日                     | 3,866 | —     | 2.5577 | —      |
| 5月末日                     | 3,873 | —     | 2.5648 | —      |
| 6月末日                     | 3,942 | —     | 2.6118 | —      |
| 7月末日                     | 3,921 | —     | 2.6095 | —      |
| 8月末日                     | 3,763 | —     | 2.5160 | —      |
| 9月末日                     | 3,696 | —     | 2.4717 | —      |
| 10月末日                    | 3,692 | —     | 2.4898 | —      |
| 11月末日                    | 3,687 | —     | 2.4988 | —      |
| 12月末日                    | 3,823 | —     | 2.5953 | —      |
| 2025年1月末日                | 3,781 | —     | 2.5863 | —      |
| 2月末日                     | 3,614 | —     | 2.4745 | —      |
| 3月末日                     | 3,613 | —     | 2.4781 | —      |

## ②【分配の推移】

|                       | 1口当たりの分配金（円） |
|-----------------------|--------------|
| 第17計算期間               | 0.0150       |
| 第18計算期間               | 0.0100       |
| 第19計算期間               | 0.0150       |
| 第20計算期間               | 0.0080       |
| 第21計算期間               | 0.0020       |
| 第22計算期間               | 0.0230       |
| 第23計算期間               | 0.0275       |
| 第24計算期間               | 0.0050       |
| 第25計算期間               | 0.0380       |
| 第26計算期間               | 0.0055       |
| 2024年9月25日～2025年3月24日 | —            |

## ③【収益率の推移】

|         | 収益率（％） |
|---------|--------|
| 第17計算期間 | 8.1    |
| 第18計算期間 | △5.0   |
| 第19計算期間 | 31.8   |
| 第20計算期間 | 10.1   |
| 第21計算期間 | △8.2   |
| 第22計算期間 | 13.3   |
| 第23計算期間 | 31.8   |
| 第24計算期間 | △14.4  |
| 第25計算期間 | 24.0   |

|                       |      |
|-----------------------|------|
| 第26計算期間               | 14.7 |
| 2024年9月25日～2025年3月24日 | 4.7  |

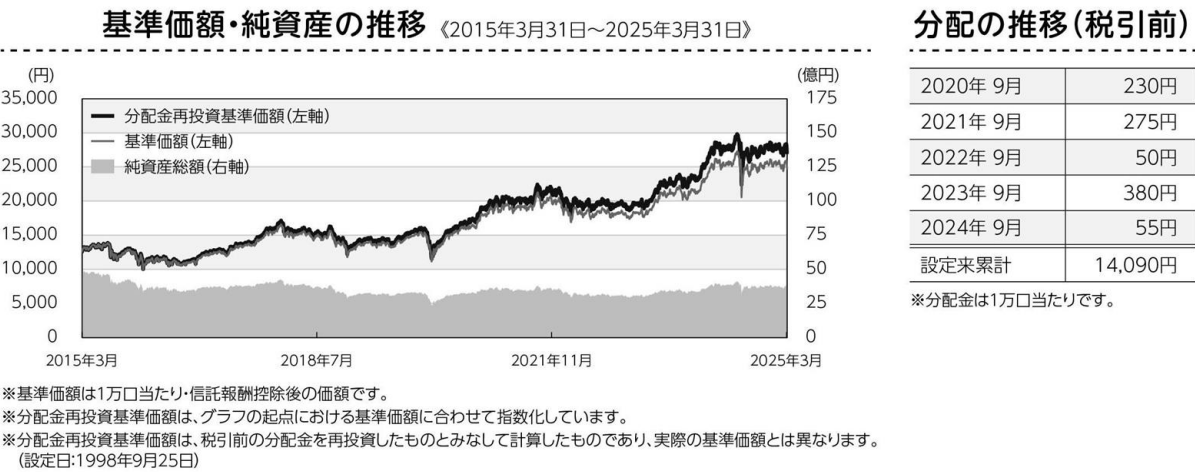
(注) 収益率は期間騰落率です。

(4) 【設定及び解約の実績】

|                           | 設定口数       | 解約口数          |
|---------------------------|------------|---------------|
| 第17計算期間                   | 33,579,910 | 1,143,809,672 |
| 第18計算期間                   | 34,945,756 | 240,444,732   |
| 第19計算期間                   | 21,791,874 | 405,086,009   |
| 第20計算期間                   | 40,505,523 | 344,254,289   |
| 第21計算期間                   | 9,619,086  | 158,351,071   |
| 第22計算期間                   | 2,632,847  | 301,647,166   |
| 第23計算期間                   | 22,843,403 | 230,481,751   |
| 第24計算期間                   | 33,868,105 | 131,357,028   |
| 第25計算期間                   | 6,462,893  | 106,000,805   |
| 第26計算期間                   | 22,123,249 | 113,238,620   |
| 2024年9月25日～<br>2025年3月24日 | 2,415,434  | 41,076,508    |

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

データの基準日:2025年3月31日



### 主要な資産の状況

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

#### 資産の状況

| 資産の種類                 | 比率(%)  |
|-----------------------|--------|
| 株式                    | 94.29  |
| 内 日本                  | 94.29  |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 5.71   |
| 合計(純資産総額)             | 100.00 |

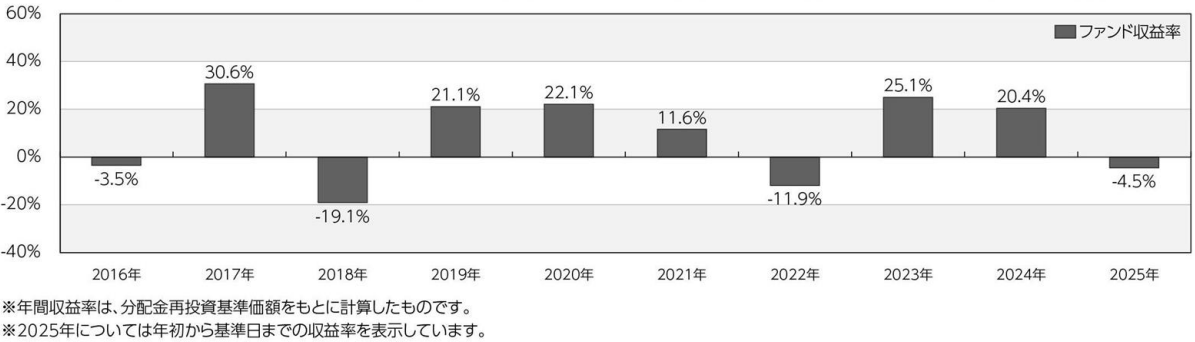
#### 組入上位10銘柄

| 順位 | 銘柄名                        | 種類 | 国/地域 | 業種    | 比率(%) |
|----|----------------------------|----|------|-------|-------|
| 1  | ソニーグループ                    | 株式 | 日本   | 電気機器  | 4.71  |
| 2  | 三菱UFJフィナンシャル・グループ          | 株式 | 日本   | 銀行業   | 4.01  |
| 3  | 三井住友フィナンシャルグループ            | 株式 | 日本   | 銀行業   | 3.60  |
| 4  | トヨタ自動車                     | 株式 | 日本   | 輸送用機器 | 3.40  |
| 5  | パンパシフィック・インターナショナルホールディングス | 株式 | 日本   | 小売業   | 3.04  |
| 6  | 日立製作所                      | 株式 | 日本   | 電気機器  | 2.68  |
| 7  | スズキ                        | 株式 | 日本   | 輸送用機器 | 2.54  |
| 8  | キーエンス                      | 株式 | 日本   | 電気機器  | 2.43  |
| 9  | 第一生命ホールディングス               | 株式 | 日本   | 保険業   | 2.40  |
| 10 | 日本電気                       | 株式 | 日本   | 電気機器  | 2.31  |

#### 株式組入上位5業種

| 順位 | 業種     | 比率(%) |
|----|--------|-------|
| 1  | 電気機器   | 15.26 |
| 2  | 銀行業    | 12.10 |
| 3  | 情報・通信業 | 8.93  |
| 4  | 機械     | 6.54  |
| 5  | 化学     | 6.39  |

### 年間収益率の推移(暦年ベース)



○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。  
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

(イ) 取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

(ロ) 「分配金再投資コース」での取得申込者は販売会社との間で「ジャパンニューエイジオープン累積投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

(ハ) 取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時30分までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### 2【換金（解約）手続等】

#### a. 一部解約（解約請求によるご解約）

(イ) 受益者は、「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」の両コースとも1口単位で、一部解約の実行を請求することができます。

受付は原則として営業日の午後3時30分までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※上記の解約単位は、解約時の最低申込単位であり、販売会社によって異なる場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(ロ) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(ハ) 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(ニ) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。）

※基準価額につきましては、アセットマネジメントOne株式会社のインターネットホームページ (<https://www.am-one.co.jp/>) または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

(ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

(ヘ) 委託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

(ト) 上記 (ヘ) により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記 (二) の規定に準じて計算された価額とします。

#### b. 受益権の買い取り

買い取りによる換金はできません。ただし、販売会社が任意に買い取る場合がありますので、販売会社でご確認ください。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

インターネットホームページ

<https://www.am-one.co.jp/>

※基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

| 投資対象 | 評価方法            |
|------|-----------------|
| 株式   | 計算日における取引所の最終相場 |

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から2028年9月25日までとします。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

#### (4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年9月25日から翌年9月24日までとします。

上記にかかわらず、上記に定める各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日にあたるときは、各計算期間の終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

#### (5) 【その他】

##### a. 信託の終了（投資信託契約の解約）

(イ) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の規定によりこの投資信託契約を解約しようとするときは、約款第47条第2項から第5項の規定にしたがいます。

(ロ) 委託者は、信託終了前に、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。

委託者は、上記の規定により、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

約款第47条第3項から第5項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ハ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ニ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第52条第4項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

- (ホ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### b. 投資信託約款の変更

- (イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

委託者は、上記の規定により、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (ロ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)の規定にしたがいます。

#### c. 異議申し立ておよび受益権の買取請求

投資信託契約の解約または投資信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「a. 信託の終了」または「b. 投資信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

#### d. 運用報告書

委託者は、毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、下記「e. 公告」に記載の委託者のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

#### e. 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am-one.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

f. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g. 信託事務処理の再信託

(イ) 受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

(ロ) 上記(イ)における株式会社日本カストディ銀行に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

h. 信託業務の委託等

(イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

(ロ) 受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(ハ) 上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存にかかる業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

i. 関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものと、その後も同様とします。

#### 4【受益者の権利等】

##### a. 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

また、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### b. 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

##### c. 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。受益証券をお手許で保有されている方は、解約のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

##### d. 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期計算期間（2023年9月26日から2024年9月24日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年11月29日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているジャパンニューエイジオープンの2023年9月26日から2024年9月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジャパンニューエイジオープンの2024年9月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

# 1 【財務諸表】

## 【ジャパンニューエイジオープン】

### (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

|                 | 第25期<br>2023年9月25日現在 | 第26期<br>2024年9月24日現在 |
|-----------------|----------------------|----------------------|
| 資産の部            |                      |                      |
| 流動資産            |                      |                      |
| コール・ローン         | 281,705,355          | 191,313,182          |
| 株式              | 3,221,848,050        | 3,531,968,200        |
| 未収配当金           | 1,444,160            | 822,500              |
| 流動資産合計          | 3,504,997,565        | 3,724,103,882        |
| 資産合計            | 3,504,997,565        | 3,724,103,882        |
| 負債の部            |                      |                      |
| 流動負債            |                      |                      |
| 未払収益分配金         | 60,338,128           | 8,232,015            |
| 未払解約金           | 3,845,160            | 3,317,114            |
| 未払受託者報酬         | 1,828,641            | 2,095,554            |
| 未払委託者報酬         | 27,430,394           | 31,433,947           |
| その他未払費用         | 25,881               | 29,657               |
| 流動負債合計          | 93,468,204           | 45,108,287           |
| 負債合計            | 93,468,204           | 45,108,287           |
| 純資産の部           |                      |                      |
| 元本等             |                      |                      |
| 元本              | 1,587,845,497        | 1,496,730,126        |
| 剰余金             |                      |                      |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 1,823,683,864        | 2,182,265,469        |
| （分配準備積立金）       | 1,594,169,650        | 1,943,444,211        |
| 元本等合計           | 3,411,529,361        | 3,678,995,595        |
| 純資産合計           | 3,411,529,361        | 3,678,995,595        |
| 負債純資産合計         | 3,504,997,565        | 3,724,103,882        |

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

|                                           | 第25期<br>自 2022年9月27日<br>至 2023年9月25日 | 第26期<br>自 2023年9月26日<br>至 2024年9月24日 |
|-------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 営業収益                                      |                                      |                                      |
| 受取配当金                                     | 67,398,530                           | 64,541,260                           |
| 受取利息                                      | —                                    | 107,650                              |
| 有価証券売買等損益                                 | 684,165,755                          | 488,120,202                          |
| その他収益                                     | 66,367                               | 27,129                               |
| 営業収益合計                                    | 751,630,652                          | 552,796,241                          |
| 営業費用                                      |                                      |                                      |
| 支払利息                                      | 77,317                               | 9,747                                |
| 受託者報酬                                     | 3,484,274                            | 4,005,884                            |
| 委託者報酬                                     | 52,265,479                           | 60,089,753                           |
| その他費用                                     | 49,297                               | 56,700                               |
| 営業費用合計                                    | 55,876,367                           | 64,162,084                           |
| 営業利益又は営業損失（△）                             | 695,754,285                          | 488,634,157                          |
| 経常利益又は経常損失（△）                             | 695,754,285                          | 488,634,157                          |
| 当期純利益又は当期純損失（△）                           | 695,754,285                          | 488,634,157                          |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | 23,753,697                           | 18,668,348                           |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△）                           | 1,287,613,369                        | 1,823,683,864                        |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                            | 5,311,079                            | 26,914,458                           |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   | —                                    | —                                    |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   | 5,311,079                            | 26,914,458                           |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                            | 80,903,044                           | 130,066,647                          |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   | 80,903,044                           | 130,066,647                          |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   | —                                    | —                                    |
| 分配金                                       | 60,338,128                           | 8,232,015                            |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△）                           | 1,823,683,864                        | 2,182,265,469                        |

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目                      | 第26期                                                                                                                       |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                         | 自 2023年9月26日<br>至 2024年9月24日                                                                                               |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法      | 株式<br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |
| 2. 収益及び費用の計上基準          | 受取配当金<br>原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。                                                                          |
| 3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | 計算期間末日の取扱い<br>当ファンドは、原則として毎年9月24日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を2023年9月25日としております。                                    |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目        | 第25期           | 第26期           |
|-----------|----------------|----------------|
|           | 2023年9月25日現在   | 2024年9月24日現在   |
| 1. 期首元本額  | 1,687,383,409円 | 1,587,845,497円 |
| 期中追加設定元本額 | 6,462,893円     | 22,123,249円    |
| 期中一部解約元本額 | 106,000,805円   | 113,238,620円   |
| 2. 受益権の総数 | 1,587,845,497口 | 1,496,730,126口 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項目          | 第25期                                                                                                                                                                                                                | 第26期                                                                                                                                                                                                              |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | 自 2022年9月27日<br>至 2023年9月25日                                                                                                                                                                                        | 自 2023年9月26日<br>至 2024年9月24日                                                                                                                                                                                      |
| 1. 分配金の計算過程 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益(60,671,245円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(141,708,343円)、信託約款に規定される収益調整金(229,514,214円)及び分配準備積立金(1,452,128,190円)より分配対象収益は1,884,021,992円(1万口当たり11,865.27円)であり、うち60,338,128円(1万口当たり380円)を分配金額としております。 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益(55,931,996円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(414,033,813円)、信託約款に規定される収益調整金(238,821,258円)及び分配準備積立金(1,481,710,417円)より分配対象収益は2,190,497,484円(1万口当たり14,635.22円)であり、うち8,232,015円(1万口当たり55円)を分配金額としております。 |

(金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

| 項目              | 第25期                         | 第26期                         |
|-----------------|------------------------------|------------------------------|
|                 | 自 2022年9月27日<br>至 2023年9月25日 | 自 2023年9月26日<br>至 2024年9月24日 |
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、証券投資信託であ              | 同左                           |

|                          |                                                                                                                                                 |    |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
|                          | り、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。                                                                                    |    |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 | 同左 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制        | 運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。      | 同左 |

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

| 項目                         | 第25期<br>2023年9月25日現在                                                                                                                                                          | 第26期<br>2024年9月24日現在 |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額       | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。                                                                                                                        | 同左                   |
| 2. 時価の算定方法                 | (1)有価証券<br>「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。<br>(2)デリバティブ取引<br>該当事項はありません。<br>(3)上記以外の金融商品<br>上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 同左                   |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった                                                                                                                                 | 同左                   |

|  |                     |  |
|--|---------------------|--|
|  | 場合、当該価額が異なることもあります。 |  |
|--|---------------------|--|

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | 第25期<br>2023年9月25日現在       | 第26期<br>2024年9月24日現在       |
|----|----------------------------|----------------------------|
|    | 当期の<br>損益に含まれた<br>評価差額 (円) | 当期の<br>損益に含まれた<br>評価差額 (円) |
| 株式 | 644,354,084                | 463,515,452                |
| 合計 | 644,354,084                | 463,515,452                |

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

|              | 第25期<br>2023年9月25日現在 | 第26期<br>2024年9月24日現在 |
|--------------|----------------------|----------------------|
| 1口当たり純資産額    | 2,148円               | 2,458円               |
| (1万口当たり純資産額) | (21,485円)            | (24,580円)            |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2024年9月24日現在

| 銘柄             | 株式数    | 評価額 (円)   |             | 備考 |
|----------------|--------|-----------|-------------|----|
|                |        | 単価        | 金額          |    |
| 鹿島建設           | 20,900 | 2,722.00  | 56,889,800  |    |
| 住友林業           | 17,000 | 7,019.00  | 119,323,000 |    |
| 味の素            | 7,900  | 5,412.00  | 42,754,800  |    |
| ヒューリック         | 29,600 | 1,455.00  | 43,068,000  |    |
| 神戸物産           | 9,000  | 4,353.00  | 39,177,000  |    |
| コスモス薬品         | 6,600  | 7,223.00  | 47,671,800  |    |
| レゾナック・ホールディングス | 15,000 | 3,519.00  | 52,785,000  |    |
| 信越化学工業         | 13,100 | 5,876.00  | 76,975,600  |    |
| 東京応化工業         | 11,100 | 3,391.00  | 37,640,100  |    |
| 積水化学工業         | 17,100 | 2,230.00  | 38,133,000  |    |
| 野村総合研究所        | 13,600 | 5,302.00  | 72,107,200  |    |
| 第一三共           | 15,700 | 4,734.00  | 74,323,800  |    |
| 大塚ホールディングス     | 6,500  | 8,054.00  | 52,351,000  |    |
| オリエンタルランド      | 12,000 | 3,825.00  | 45,900,000  |    |
| 大塚商会           | 15,500 | 3,533.00  | 54,761,500  |    |
| 富士フイルムホールディングス | 25,500 | 3,774.00  | 96,237,000  |    |
| MARUWA         | 1,600  | 39,950.00 | 63,920,000  |    |
| 住友電気工業         | 15,200 | 2,374.00  | 36,084,800  |    |
| 楽天銀行           | 16,500 | 3,085.00  | 50,902,500  |    |
|                |        |           |             |    |

|                             |         |           |               |  |
|-----------------------------|---------|-----------|---------------|--|
| リクルートホールディングス               | 10,000  | 9,224.00  | 92,240,000    |  |
| ディスコ                        | 1,200   | 35,660.00 | 42,792,000    |  |
| SMC                         | 700     | 61,040.00 | 42,728,000    |  |
| 日立製作所                       | 28,000  | 3,856.00  | 107,968,000   |  |
| 日本電気                        | 5,700   | 13,735.00 | 78,289,500    |  |
| ソニーグループ                     | 7,900   | 13,755.00 | 108,664,500   |  |
| TDK                         | 5,800   | 9,379.00  | 54,398,200    |  |
| キーエンス                       | 1,000   | 69,170.00 | 69,170,000    |  |
| 村田製作所                       | 19,800  | 2,804.00  | 55,519,200    |  |
| 日東電工                        | 4,300   | 12,230.00 | 52,589,000    |  |
| 三菱重工業                       | 31,000  | 1,986.50  | 61,581,500    |  |
| 九州フィナンシャルグループ               | 48,000  | 689.00    | 33,072,000    |  |
| トヨタ自動車                      | 37,900  | 2,617.00  | 99,184,300    |  |
| 本田技研工業                      | 23,800  | 1,561.00  | 37,151,800    |  |
| スズキ                         | 54,800  | 1,615.50  | 88,529,400    |  |
| パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス | 26,900  | 3,665.00  | 98,588,500    |  |
| キヤノン                        | 18,700  | 4,797.00  | 89,703,900    |  |
| 伊藤忠商事                       | 13,700  | 7,758.00  | 106,284,600   |  |
| 豊田通商                        | 30,600  | 2,676.50  | 81,900,900    |  |
| 東京エレクトロン                    | 2,800   | 24,020.00 | 67,256,000    |  |
| 三菱商事                        | 34,500  | 2,960.50  | 102,137,250   |  |
| 三菱UFJフィナンシャル・グループ           | 67,300  | 1,482.50  | 99,772,250    |  |
| 三井住友フィナンシャルグループ             | 9,500   | 9,134.00  | 86,773,000    |  |
| 第一生命ホールディングス                | 14,400  | 3,686.00  | 53,078,400    |  |
| 東京海上ホールディングス                | 10,400  | 5,445.00  | 56,628,000    |  |
| 三井不動産                       | 24,100  | 1,381.00  | 33,282,100    |  |
| 東海旅客鉄道                      | 18,500  | 3,259.00  | 60,291,500    |  |
| 西武ホールディングス                  | 28,900  | 3,137.00  | 90,659,300    |  |
| 光通信                         | 1,900   | 32,420.00 | 61,598,000    |  |
| 関西電力                        | 15,100  | 2,416.00  | 36,481,600    |  |
| 大阪瓦斯                        | 18,900  | 3,286.00  | 62,105,400    |  |
| NTTデータグループ                  | 24,800  | 2,545.00  | 63,116,000    |  |
| ニトリホールディングス                 | 3,800   | 21,565.00 | 81,947,000    |  |
| ソフトバンクグループ                  | 8,700   | 8,676.00  | 75,481,200    |  |
| 合計                          | 922,800 |           | 3,531,968,200 |  |

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期中間計算期間（2024年9月25日から2025年3月24日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。



# 独立監査人の中間監査報告書

2025年5月30日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているジャパンニューエイジオープンの2024年9月25日から2025年3月24日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ジャパンニューエイジオープンの2025年3月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年9月25日から2025年3月24日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

【中間財務諸表】

【ジャパンニューエイジオープン】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

|                 | 第26期<br>2024年9月24日現在 | 第27期中間計算期間末<br>2025年3月24日現在 |
|-----------------|----------------------|-----------------------------|
| 資産の部            |                      |                             |
| 流動資産            |                      |                             |
| コール・ローン         | 191,313,182          | 179,892,661                 |
| 株式              | 3,531,968,200        | 3,598,426,390               |
| 未収入金            | —                    | 18,463,374                  |
| 未収配当金           | 822,500              | 7,122,300                   |
| 流動資産合計          | 3,724,103,882        | 3,803,904,725               |
| 資産合計            | 3,724,103,882        | 3,803,904,725               |
| 負債の部            |                      |                             |
| 流動負債            |                      |                             |
| 未払金             | —                    | 19,696,232                  |
| 未払収益分配金         | 8,232,015            | —                           |
| 未払解約金           | 3,317,114            | 655,973                     |
| 未払受託者報酬         | 2,095,554            | 2,031,685                   |
| 未払委託者報酬         | 31,433,947           | 30,475,989                  |
| その他未払費用         | 29,657               | 28,756                      |
| 流動負債合計          | 45,108,287           | 52,888,635                  |
| 負債合計            | 45,108,287           | 52,888,635                  |
| 純資産の部           |                      |                             |
| 元本等             |                      |                             |
| 元本              | 1,496,730,126        | 1,458,069,052               |
| 剰余金             |                      |                             |
| 中間剰余金又は中間欠損金（△） | 2,182,265,469        | 2,292,947,038               |
| （分配準備積立金）       | 1,943,444,211        | 1,890,179,581               |
| 元本等合計           | 3,678,995,595        | 3,751,016,090               |
| 純資産合計           | 3,678,995,595        | 3,751,016,090               |
| 負債純資産合計         | 3,724,103,882        | 3,803,904,725               |

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

|                                            | 第26期中間計算期間<br>自 2023年9月26日<br>至 2024年3月25日 | 第27期中間計算期間<br>自 2024年9月25日<br>至 2025年3月24日 |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 営業収益                                       |                                            |                                            |
| 受取配当金                                      | 29,406,930                                 | 34,543,650                                 |
| 受取利息                                       | 1,064                                      | 251,030                                    |
| 有価証券売買等損益                                  | 693,381,979                                | 167,081,997                                |
| その他収益                                      | 26,661                                     | 298                                        |
| 営業収益合計                                     | 722,816,634                                | 201,876,975                                |
| 営業費用                                       |                                            |                                            |
| 支払利息                                       | 9,747                                      | —                                          |
| 受託者報酬                                      | 1,910,330                                  | 2,031,685                                  |
| 委託者報酬                                      | 28,655,806                                 | 30,475,989                                 |
| その他費用                                      | 27,043                                     | 28,756                                     |
| 営業費用合計                                     | 30,602,926                                 | 32,536,430                                 |
| 営業利益又は営業損失 (△)                             | 692,213,708                                | 169,340,545                                |
| 経常利益又は経常損失 (△)                             | 692,213,708                                | 169,340,545                                |
| 中間純利益又は中間純損失 (△)                           | 692,213,708                                | 169,340,545                                |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△) | 10,283,439                                 | 2,318,231                                  |
| 期首剰余金又は期首欠損金 (△)                           | 1,823,683,864                              | 2,182,265,469                              |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                             | 21,128,159                                 | 3,549,685                                  |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                    | —                                          | —                                          |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                    | 21,128,159                                 | 3,549,685                                  |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                             | 103,165,325                                | 59,890,430                                 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                    | 103,165,325                                | 59,890,430                                 |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                    | —                                          | —                                          |
| 分配金                                        | —                                          | —                                          |
| 中間剰余金又は中間欠損金 (△)                           | 2,423,576,967                              | 2,292,947,038                              |

### (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目                 | 第27期中間計算期間<br>自 2024年9月25日<br>至 2025年3月24日                                                                                 |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式<br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |
| 2. 収益及び費用の計上基準     | 受取配当金<br>原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。                                                                          |

(中間貸借対照表に関する注記)

| 項目        | 第26期<br>2024年9月24日現在 | 第27期中間計算期間末<br>2025年3月24日現在 |
|-----------|----------------------|-----------------------------|
| 1. 期首元本額  | 1,587,845,497円       | 1,496,730,126円              |
| 期中追加設定元本額 | 22,123,249円          | 2,415,434円                  |
| 期中一部解約元本額 | 113,238,620円         | 41,076,508円                 |
| 2. 受益権の総数 | 1,496,730,126口       | 1,458,069,052口              |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 項目                         | 第26期<br>2024年9月24日現在                                                                                                                                                          | 第27期中間計算期間末<br>2025年3月24日現在                                |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額     | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。                                                                                                                        | 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法                 | (1)有価証券<br>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。<br>(2)デリバティブ取引<br>該当事項はありません。<br>(3)上記以外の金融商品<br>上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 同左                                                         |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用している                                                                                                                                                | 同左                                                         |

|  |                                            |  |
|--|--------------------------------------------|--|
|  | ため、異なる前提条件等によった<br>場合、当該価額が異なることもあ<br>ります。 |  |
|--|--------------------------------------------|--|

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

|              | 第26期<br>2024年9月24日現在 | 第27期中間計算期間末<br>2025年3月24日現在 |
|--------------|----------------------|-----------------------------|
| 1口当たり純資産額    | 2. 4580円             | 2. 5726円                    |
| (1万口当たり純資産額) | (24, 580円)           | (25, 726円)                  |

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

2025年3月31日現在

|                     |                |
|---------------------|----------------|
| I 資産総額              | 3,633,137,079円 |
| II 負債総額             | 20,065,218円    |
| III 純資産総額（I－II）     | 3,613,071,861円 |
| IV 発行済数量            | 1,457,982,617口 |
| V 1口当たり純資産額（III／IV） | 2.4781円        |

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

### (3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。



(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額（2025年3月31日現在）

|             |                                                |
|-------------|------------------------------------------------|
| 資本金の額       | 20億円                                           |
| 発行する株式総数※   | 100,000株<br>(普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株) |
| 発行済株式総数     | 40,000株<br>(普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)         |
| ※種類株式の発行が可能 |                                                |

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構（2025年4月1日現在）

###### ① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

###### ② 投資運用の意思決定機構

###### 1. 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

###### 2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2025年3月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

| 基本的性格      | 本数  | 純資産総額（単位：円）        |
|------------|-----|--------------------|
| 追加型公社債投資信託 | 26  | 1,485,279,038,668  |
| 追加型株式投資信託  | 762 | 16,677,329,011,040 |
| 単位型公社債投資信託 | 22  | 30,146,192,297     |
| 単位型株式投資信託  | 189 | 995,677,070,890    |
| 合計         | 999 | 19,188,431,312,895 |

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。  
また、中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、第39期事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第40期中間会計期間（自2024年4月1日至2024年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長 谷 川 敬  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

|           | 第38期<br>(2023年3月31日現在) | 第39期<br>(2024年3月31日現在) |
|-----------|------------------------|------------------------|
| (資産の部)    |                        |                        |
| 流動資産      |                        |                        |
| 現金・預金     | 33,770                 | 41,183                 |
| 金銭の信託     | 29,184                 | 28,143                 |
| 未収委託者報酬   | 16,279                 | 19,018                 |
| 未収運用受託報酬  | 3,307                  | 3,577                  |
| 未収投資助言報酬  | 283                    | 315                    |
| 未収収益      | 15                     | 6                      |
| 前払費用      | 1,129                  | 1,510                  |
| その他       | 2,377                  | 2,088                  |
| 流動資産計     | 86,346                 | 95,843                 |
| 固定資産      |                        |                        |
| 有形固定資産    | 1,127                  | 1,093                  |
| 建物        | ※1 1,001               | ※1 918                 |
| 器具備品      | ※1 118                 | ※1 130                 |
| リース資産     | ※1 7                   | ※1 5                   |
| 建設仮勘定     | -                      | 39                     |
| 無形固定資産    | 5,021                  | 4,495                  |
| ソフトウェア    | 3,367                  | 2,951                  |
| ソフトウェア仮勘定 | 1,651                  | 1,543                  |
| 電話加入権     | 2                      | 0                      |
| 投資その他の資産  | 9,768                  | 8,935                  |
| 投資有価証券    | 182                    | 184                    |
| 関係会社株式    | 5,810                  | 4,447                  |
| 長期差入保証金   | 775                    | 768                    |
| 繰延税金資産    | 2,895                  | 3,406                  |
| その他       | 104                    | 128                    |
| 固定資産計     | 15,918                 | 14,524                 |
| 資産合計      | 102,265                | 110,368                |

(単位：百万円)

|              | 第38期<br>(2023年3月31日現在) | 第39期<br>(2024年3月31日現在) |
|--------------|------------------------|------------------------|
| (負債の部)       |                        |                        |
| 流動負債         |                        |                        |
| 預り金          | 1,481                  | 1,982                  |
| リース債務        | 1                      | 1                      |
| 未払金          | 7,246                  | 8,970                  |
| 未払収益分配金      | 0                      | 1                      |
| 未払償還金        | -                      | 0                      |
| 未払手数料        | 7,005                  | 8,246                  |
| その他未払金       | 240                    | 721                    |
| 未払費用         | 7,716                  | 8,616                  |
| 未払法人税等       | 1,958                  | 3,676                  |
| 未払消費税等       | 277                    | 1,497                  |
| 賞与引当金        | 1,730                  | 1,927                  |
| 役員賞与引当金      | 48                     | 52                     |
| 流動負債計        | 20,460                 | 26,725                 |
| 固定負債         |                        |                        |
| リース債務        | 6                      | 4                      |
| 退職給付引当金      | 2,654                  | 2,719                  |
| 時効後支払損引当金    | 108                    | 73                     |
| 固定負債計        | 2,769                  | 2,796                  |
| 負債合計         | 23,230                 | 29,521                 |
| (純資産の部)      |                        |                        |
| 株主資本         |                        |                        |
| 資本金          | 2,000                  | 2,000                  |
| 資本剰余金        | 19,552                 | 19,552                 |
| 資本準備金        | 2,428                  | 2,428                  |
| その他資本剰余金     | 17,124                 | 17,124                 |
| 利益剰余金        | 57,481                 | 59,294                 |
| 利益準備金        | 123                    | 123                    |
| その他利益剰余金     | 57,358                 | 59,170                 |
| 別途積立金        | 31,680                 | 31,680                 |
| 繰越利益剰余金      | 25,678                 | 27,490                 |
| 株主資本計        | 79,034                 | 80,846                 |
| 評価・換算差額等     |                        |                        |
| その他有価証券評価差額金 | △0                     | △0                     |
| 評価・換算差額等計    | △0                     | △0                     |
| 純資産合計        | 79,034                 | 80,846                 |
| 負債・純資産合計     | 102,265                | 110,368                |



## (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

|            | 第38期<br>(自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日) |         | 第39期<br>(自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日) |         |
|------------|---------------------------------------|---------|---------------------------------------|---------|
| 営業収益       |                                       |         |                                       |         |
| 委託者報酬      | 95,739                                |         | 102,113                               |         |
| 運用受託報酬     | 16,150                                |         | 17,155                                |         |
| 投資助言報酬     | 2,048                                 |         | 2,211                                 |         |
| その他営業収益    | 23                                    |         | 26                                    |         |
| 営業収益計      |                                       | 113,962 |                                       | 121,507 |
| 営業費用       |                                       |         |                                       |         |
| 支払手数料      | 41,073                                |         | 44,366                                |         |
| 広告宣伝費      | 216                                   |         | 329                                   |         |
| 公告費        | 0                                     |         | 0                                     |         |
| 調査費        | 33,177                                |         | 35,468                                |         |
| 調査費        | 12,294                                |         | 13,277                                |         |
| 委託調査費      | 20,882                                |         | 22,190                                |         |
| 委託計算費      | 548                                   |         | 558                                   |         |
| 営業雑経費      | 733                                   |         | 823                                   |         |
| 通信費        | 36                                    |         | 36                                    |         |
| 印刷費        | 504                                   |         | 598                                   |         |
| 協会費        | 69                                    |         | 65                                    |         |
| 諸会費        | 29                                    |         | 44                                    |         |
| 支払販売手数料    | 92                                    |         | 78                                    |         |
| 営業費用計      |                                       | 75,749  |                                       | 81,545  |
| 一般管理費      |                                       |         |                                       |         |
| 給料         | 10,484                                |         | 10,763                                |         |
| 役員報酬       | 168                                   |         | 164                                   |         |
| 給料・手当      | 9,199                                 |         | 9,425                                 |         |
| 賞与         | 1,115                                 |         | 1,173                                 |         |
| 交際費        | 17                                    |         | 34                                    |         |
| 寄付金        | 11                                    |         | 15                                    |         |
| 旅費交通費      | 128                                   |         | 162                                   |         |
| 租税公課       | 330                                   |         | 489                                   |         |
| 不動産賃借料     | 1,006                                 |         | 1,030                                 |         |
| 退職給付費用     | 437                                   |         | 412                                   |         |
| 固定資産減価償却費  | 1,388                                 |         | 1,567                                 |         |
| 福利厚生費      | 47                                    |         | 46                                    |         |
| 修繕費        | 1                                     |         | 1                                     |         |
| 賞与引当金繰入額   | 1,730                                 |         | 1,927                                 |         |
| 役員賞与引当金繰入額 | 48                                    |         | 52                                    |         |
| 機器リース料     | 0                                     |         | 0                                     |         |
| 事務委託費      | 4,074                                 |         | 3,379                                 |         |
| 事務用消耗品費    | 37                                    |         | 46                                    |         |
| 器具備品費      | 1                                     |         | 3                                     |         |
| 諸経費        | 334                                   |         | 240                                   |         |
| 一般管理費計     |                                       | 20,078  |                                       | 20,172  |
| 営業利益       |                                       | 18,135  |                                       | 19,788  |

(単位：百万円)

|              | 第38期<br>(自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日) |        | 第39期<br>(自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日) |        |
|--------------|---------------------------------------|--------|---------------------------------------|--------|
| 営業外収益        |                                       |        |                                       |        |
| 受取利息         | 10                                    |        | 4                                     |        |
| 受取配当金        | ※1 2,400                              |        | ※1 899                                |        |
| 時効成立分配金・償還金  | 0                                     |        | 0                                     |        |
| 雑収入          | 10                                    |        | 18                                    |        |
| 時効後支払損引当金戻入額 | 24                                    |        | 35                                    |        |
| 営業外収益計       |                                       | 2,446  |                                       | 959    |
| 営業外費用        |                                       |        |                                       |        |
| 為替差損         | 3                                     |        | 19                                    |        |
| 金銭の信託運用損     | 1,003                                 |        | 1,008                                 |        |
| 早期割増退職金      | 24                                    |        | 6                                     |        |
| 雑損失          | 47                                    |        | 0                                     |        |
| 営業外費用計       |                                       | 1,079  |                                       | 1,034  |
| 経常利益         |                                       | 19,502 |                                       | 19,712 |
| 特別利益         |                                       |        |                                       |        |
| 投資有価証券売却益    | 4                                     |        | —                                     |        |
| 特別利益計        |                                       | 4      |                                       | —      |
| 特別損失         |                                       |        |                                       |        |
| 固定資産除却損      | 12                                    |        | 6                                     |        |
| 投資有価証券売却損    | 9                                     |        | —                                     |        |
| 関係会社株式評価損    | 584                                   |        | 1,362                                 |        |
| 減損損失         | —                                     |        | ※2 231                                |        |
| 特別損失計        |                                       | 606    |                                       | 1,601  |
| 税引前当期純利益     |                                       | 18,900 |                                       | 18,111 |
| 法人税、住民税及び事業税 |                                       | 4,881  |                                       | 5,769  |
| 法人税等調整額      |                                       | 197    |                                       | △510   |
| 法人税等合計       |                                       | 5,078  |                                       | 5,258  |
| 当期純利益        |                                       | 13,821 |                                       | 12,852 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

|                             | 株主資本  |       |              |             |           |           |             |             |            |
|-----------------------------|-------|-------|--------------|-------------|-----------|-----------|-------------|-------------|------------|
|                             | 資本金   | 資本剰余金 |              |             | 利益剰余金     |           |             |             | 株主資本<br>合計 |
|                             |       | 資本準備金 | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余<br>金合計 | 利益<br>準備金 | その他利益剰余金  |             | 利益剰余金<br>合計 |            |
|                             |       |       |              |             |           | 別途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |            |
| 当期首残高                       | 2,000 | 2,428 | 17,124       | 19,552      | 123       | 31,680    | 24,216      | 56,020      | 77,573     |
| 当期変動額                       |       |       |              |             |           |           |             |             |            |
| 剰余金の配当                      |       |       |              |             |           |           | △12,360     | △12,360     | △12,360    |
| 当期純利益                       |       |       |              |             |           |           | 13,821      | 13,821      | 13,821     |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額(純額) |       |       |              |             |           |           |             |             |            |
| 当期変動額合計                     | －     | －     | －            | －           | －         | －         | 1,461       | 1,461       | 1,461      |
| 当期末残高                       | 2,000 | 2,428 | 17,124       | 19,552      | 123       | 31,680    | 25,678      | 57,481      | 79,034     |

|                             | 評価・換算差額等             |                | 純資産<br>合計 |
|-----------------------------|----------------------|----------------|-----------|
|                             | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 当期首残高                       | △0                   | △0             | 77,573    |
| 当期変動額                       |                      |                |           |
| 剰余金の配当                      |                      |                | △12,360   |
| 当期純利益                       |                      |                | 13,821    |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額(純額) | △0                   | △0             | △0        |
| 当期変動額合計                     | △0                   | △0             | 1,461     |
| 当期末残高                       | △0                   | △0             | 79,034    |

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

|                             | 株主資本  |       |              |             |           |           |             |             |            |
|-----------------------------|-------|-------|--------------|-------------|-----------|-----------|-------------|-------------|------------|
|                             | 資本金   | 資本剰余金 |              |             | 利益剰余金     |           |             |             | 株主資本<br>合計 |
|                             |       | 資本準備金 | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余<br>金合計 | 利益<br>準備金 | その他利益剰余金  |             | 利益剰余金<br>合計 |            |
|                             |       |       |              |             |           | 別途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |            |
| 当期首残高                       | 2,000 | 2,428 | 17,124       | 19,552      | 123       | 31,680    | 25,678      | 57,481      | 79,034     |
| 当期変動額                       |       |       |              |             |           |           |             |             |            |
| 剰余金の配当                      |       |       |              |             |           |           | △11,040     | △11,040     | △11,040    |
| 当期純利益                       |       |       |              |             |           |           | 12,852      | 12,852      | 12,852     |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額(純額) |       |       |              |             |           |           |             |             |            |
| 当期変動額合計                     | －     | －     | －            | －           | －         | －         | 1,812       | 1,812       | 1,812      |
| 当期末残高                       | 2,000 | 2,428 | 17,124       | 19,552      | 123       | 31,680    | 27,490      | 59,294      | 80,846     |

|                             | 評価・換算差額等             |                | 純資産<br>合計 |
|-----------------------------|----------------------|----------------|-----------|
|                             | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 当期首残高                       | △0                   | △0             | 79,034    |
| 当期変動額                       |                      |                |           |
| 剰余金の配当                      |                      |                | △11,040   |
| 当期純利益                       |                      |                | 12,852    |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額（純額） | △0                   | △0             | △0        |
| 当期変動額合計                     | △0                   | △0             | 1,812     |
| 当期末残高                       | △0                   | △0             | 80,846    |

## 重要な会計方針

|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法       | <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式<br/>移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券<br/>市場価格のない株式等以外のもの<br/>決算日の市場価格等に基づく時価法<br/>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)<br/>市場価格のない株式等<br/>移動平均法による原価法</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法      | 時価法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 3. 固定資産の減価償却の方法          | <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)<br/>定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。<br/>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。<br/>建物 … 8～18年<br/>器具備品 … 2～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く)<br/>定額法を採用しております。<br/>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産<br/>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産<br/>リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 5. 引当金の計上基準              | <p>(1) 賞与引当金<br/>従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金<br/>役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金<br/>従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法<br/>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法<br/>過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。<br/>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金<br/>時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> |
| 6. 収益及び費用の計上基準           | 当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

### ※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

|       | 第38期<br>(2023年3月31日現在) | 第39期<br>(2024年3月31日現在) |
|-------|------------------------|------------------------|
| 建物    | 523                    | 630                    |
| 器具備品  | 934                    | 769                    |
| リース資産 | 1                      | 3                      |

(損益計算書関係)

### ※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

|       | 第38期<br>(自 2022年4月 1日<br>至 2023年3月31日) | 第39期<br>(自 2023年4月 1日<br>至 2024年3月31日) |
|-------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 受取配当金 | 2, 393                                 | 895                                    |

### ※2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

(百万円)

| 場所 | 用途    | 種類        | 減損損失 |
|----|-------|-----------|------|
| 本社 | 事業用資産 | ソフトウェア仮勘定 | 231  |

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウェア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウェア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数 (株) | 当事業年度<br>増加株式数 (株) | 当事業年度<br>減少株式数 (株) | 当事業年度末<br>株式数 (株) |
|----------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 普通株式     | 24, 490            | —                  | —                  | 24, 490           |
| A種種類株式   | 15, 510            | —                  | —                  | 15, 510           |
| 合計       | 40, 000            | —                  | —                  | 40, 000           |

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の<br>種類  | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり配<br>当額 (円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|------------|-----------------|------------------|------------|------------|
| 2022年6月16日<br>定時株主総会 | 普通株式       | 12, 360         | 309, 000         | 2022年3月31日 | 2022年6月17日 |
|                      | A種種類<br>株式 |                 |                  |            |            |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議                   | 株式の種類  | 配当の原資     | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生（予定）日  |
|----------------------|--------|-----------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2023年6月16日<br>定時株主総会 | 普通株式   | 利益<br>剰余金 | 11,040          | 276,000         | 2023年3月31日 | 2023年6月19日 |
|                      | A種種類株式 |           |                 |                 |            |            |

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数（株） | 当事業年度<br>増加株式数（株） | 当事業年度<br>減少株式数（株） | 当事業年度末<br>株式数（株） |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式     | 24,490            | —                 | —                 | 24,490           |
| A種種類株式   | 15,510            | —                 | —                 | 15,510           |
| 合計       | 40,000            | —                 | —                 | 40,000           |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類  | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|--------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2023年6月16日<br>定時株主総会 | 普通株式   | 11,040          | 276,000         | 2023年3月31日 | 2023年6月19日 |
|                      | A種種類株式 |                 |                 |            |            |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

| 決議                   | 株式の種類  | 配当の原資     | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生（予定）日  |
|----------------------|--------|-----------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2024年6月17日<br>定時株主総会 | 普通株式   | 利益<br>剰余金 | 10,280          | 257,000         | 2024年3月31日 | 2024年6月18日 |
|                      | A種種類株式 |           |                 |                 |            |            |



(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

### 第38期（2023年3月31日現在）

|                      | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|----------------------|-------------------|-------------|-------------|
| (1) 金銭の信託            | 29,184            | 29,184      | —           |
| (2) 投資有価証券<br>其他有価証券 | 1                 | 1           | —           |
| 資産計                  | 29,186            | 29,186      | —           |

### 第39期（2024年3月31日現在）

|                      | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|----------------------|-------------------|-------------|-------------|
| (1) 金銭の信託            | 28,143            | 28,143      | —           |
| (2) 投資有価証券<br>其他有価証券 | 1                 | 1           | —           |
| 資産計                  | 28,145            | 28,145      | —           |

（注1）現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

### 第38期（2023年3月31日現在）

|                            | 1年以内<br>(百万円) | 1年超5年以内<br>(百万円) | 5年超10年以内<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|----------------------------|---------------|------------------|-------------------|---------------|
| (1) 現金・預金                  | 33,770        | —                | —                 | —             |
| (2) 金銭の信託                  | 29,184        | —                | —                 | —             |
| (3) 未収委託者報酬                | 16,279        | —                | —                 | —             |
| (4) 未収運用受託報酬               | 3,307         | —                | —                 | —             |
| (5) 投資有価証券<br>其他有価証券(投資信託) | —             | 1                | —                 | —             |
| 合計                         | 82,540        | 1                | —                 | —             |

### 第39期（2024年3月31日現在）

|                            | 1年以内<br>(百万円) | 1年超5年以内<br>(百万円) | 5年超10年以内<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|----------------------------|---------------|------------------|-------------------|---------------|
| (1) 現金・預金                  | 41,183        | —                | —                 | —             |
| (2) 金銭の信託                  | 28,143        | —                | —                 | —             |
| (3) 未収委託者報酬                | 19,018        | —                | —                 | —             |
| (4) 未収運用受託報酬               | 3,577         | —                | —                 | —             |
| (5) 投資有価証券<br>其他有価証券(投資信託) | —             | 1                | —                 | —             |
| 合計                         | 91,923        | 1                | —                 | —             |

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

#### 第38期（2023年3月31日現在）

| 区分                   | 時価（百万円） |        |      |        |
|----------------------|---------|--------|------|--------|
|                      | レベル1    | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| (1) 金銭の信託            | —       | 29,184 | —    | 29,184 |
| (2) 投資有価証券<br>其他有価証券 | —       | 1      | —    | 1      |
| 資産計                  | —       | 29,186 | —    | 29,186 |

#### 第39期（2024年3月31日現在）

| 区分                   | 時価（百万円） |        |      |        |
|----------------------|---------|--------|------|--------|
|                      | レベル1    | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| (1) 金銭の信託            | —       | 28,143 | —    | 28,143 |
| (2) 投資有価証券<br>其他有価証券 | —       | 1      | —    | 1      |
| 資産計                  | —       | 28,145 | —    | 28,145 |

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### 投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（百万円）

|                | 第38期<br>(2023年3月31日現在) | 第39期<br>(2024年3月31日現在) |
|----------------|------------------------|------------------------|
| 投資有価証券（其他有価証券） |                        |                        |
| 非上場株式          | 180                    | 182                    |
| 関係会社株式         |                        |                        |
| 非上場株式          | 5,810                  | 4,447                  |

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第38期の貸借対照表計上額5,810百万円、第39期の貸借対照表計上額4,447百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第38期（2023年3月31日現在）

(百万円)

| 区分                               | 貸借対照表日における<br>貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------------------|------------------------|------|----|
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの<br>投資信託  | —                      | —    | —  |
| 小計                               | —                      | —    | —  |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの<br>投資信託 | 1                      | 2    | △0 |
| 小計                               | 1                      | 2    | △0 |
| 合計                               | 1                      | 2    | △0 |

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額180百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第39期（2024年3月31日現在）

(百万円)

| 区分                               | 貸借対照表日における<br>貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------------------|------------------------|------|----|
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの<br>投資信託  | —                      | —    | —  |
| 小計                               | —                      | —    | —  |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの<br>投資信託 | 1                      | 2    | △0 |
| 小計                               | 1                      | 2    | △0 |
| 合計                               | 1                      | 2    | △0 |

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

| 区分 | 売却額<br>(百万円) | 売却益の合計額<br>(百万円) | 売却損の合計額<br>(百万円) |
|----|--------------|------------------|------------------|
| 株式 | 54           | 4                | 9                |

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について584百万円（関係会社株式584百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について1,362百万円（関係会社株式1,362百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|              | (百万円)                                 |                                       |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
|              | 第38期<br>(自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日) | 第39期<br>(自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日) |
| 退職給付債務の期首残高  | 2,576                                 | 2,698                                 |
| 勤務費用         | 279                                   | 296                                   |
| 利息費用         | 2                                     | 2                                     |
| 数理計算上の差異の発生額 | 31                                    | 9                                     |
| 退職給付の支払額     | △191                                  | △246                                  |
| 退職給付債務の期末残高  | 2,698                                 | 2,760                                 |

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|                     | (百万円)                  |                        |
|---------------------|------------------------|------------------------|
|                     | 第38期<br>(2023年3月31日現在) | 第39期<br>(2024年3月31日現在) |
| 非積立型制度の退職給付債務       | 2,698                  | 2,760                  |
| 未積立退職給付債務           | 2,698                  | 2,760                  |
| 未認識数理計算上の差異         | △44                    | △40                    |
| 未認識過去勤務費用           | 0                      | 0                      |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 2,654                  | 2,719                  |
| 退職給付引当金             | 2,654                  | 2,719                  |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 2,654                  | 2,719                  |

## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

|                 | 第38期<br>(自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日) | 第39期<br>(自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日) |
|-----------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 勤務費用            | 279                                   | 296                                   |
| 利息費用            | 2                                     | 2                                     |
| 数理計算上の差異の費用処理額  | 22                                    | 13                                    |
| 過去勤務費用の費用処理額    | 34                                    | △0                                    |
| その他             | △4                                    | △4                                    |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 334                                   | 307                                   |

(注) 上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において24百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

## (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

## 主要な数理計算上の計算基礎

|       | 第38期<br>(2023年3月31日現在) | 第39期<br>(2024年3月31日現在) |
|-------|------------------------|------------------------|
| 割引率   | 0.09%                  | 0.09%                  |
| 予想昇給率 | 1.00%～3.56%            | 1.00%～3.56%            |

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度103百万円、当事業年度104百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                 | 第38期<br>(2023年3月31日現在) | 第39期<br>(2024年3月31日現在) |
|-----------------|------------------------|------------------------|
|                 | (百万円)                  | (百万円)                  |
| 繰延税金資産          |                        |                        |
| 未払事業税           | 121                    | 195                    |
| 未払事業所税          | 9                      | 9                      |
| 賞与引当金           | 529                    | 590                    |
| 未払法定福利費         | 94                     | 98                     |
| 運用受託報酬          | 390                    | 351                    |
| 資産除去債務          | 15                     | 17                     |
| 減価償却超過額（一括償却資産） | 21                     | 12                     |
| 減価償却超過額         | 198                    | 91                     |
| 繰延資産償却超過額（税法上）  | 297                    | 331                    |
| 退職給付引当金         | 812                    | 832                    |
| 時効後支払損引当金       | 33                     | 22                     |
| ゴルフ会員権評価損       | 7                      | 6                      |
| 関係会社株式評価損       | 345                    | 761                    |
| 投資有価証券評価損       | 4                      | 4                      |
| 減損損失            | —                      | 70                     |
| その他             | 13                     | 8                      |
| その他有価証券評価差額金    | 0                      | 0                      |
| 繰延税金資産合計        | 2,895                  | 3,406                  |
| 繰延税金負債          | —                      | —                      |
| 繰延税金負債合計        | —                      | —                      |
| 繰延税金資産の純額       | 2,895                  | 3,406                  |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                      | 第38期<br>(2023年3月31日現在) | 第39期<br>(2024年3月31日現在) |
|----------------------|------------------------|------------------------|
| 法定実効税率               | 30.62 %                | 30.62 %                |
| （調整）                 |                        |                        |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △3.69 %                | △1.44 %                |
| その他                  | △0.06 %                | △0.14 %                |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 26.87 %                | 29.04 %                |

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

| 結合当事企業 | DIAM             | MHAM             | TB               | 新光投信             |
|--------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 事業の内容  | 投資運用業務、投資助言・代理業務 | 投資運用業務、投資助言・代理業務 | 信託業務、銀行業務、投資運用業務 | 投資運用業務、投資助言・代理業務 |

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

| 会社名     | DIAM<br>(存続会社) | MHAM<br>(消滅会社) |
|---------|----------------|----------------|
| 合併比率(*) | 1              | 0.0154         |

(\*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。



10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

|       |           |            |
|-------|-----------|------------|
| 取得の対価 | MHAMの普通株式 | 144,212百万円 |
| 取得原価  |           | 144,212百万円 |

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

|                   |                                           |           |
|-------------------|-------------------------------------------|-----------|
| a. 発生したのれん        | 金額                                        | 76,224百万円 |
| b. 発生原因           | 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。 |           |
| c. のれんの償却方法及び償却期間 |                                           | 20年間の均等償却 |

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

|         |               |           |
|---------|---------------|-----------|
| a. 資産の額 | 資産合計          | 40,451百万円 |
|         | うち現金・預金       | 11,605百万円 |
|         | うち金銭の信託       | 11,792百万円 |
| b. 負債の額 | 負債合計          | 9,256百万円  |
|         | うち未払手数料及び未払費用 | 4,539百万円  |

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| a. 無形固定資産に配分された金額      | 53,030百万円 |
| b. 主要な種類別の内訳           |           |
| 顧客関連資産                 | 53,030百万円 |
| c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間 |           |
| 顧客関連資産                 | 16.9年     |

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

|      | 第38期<br>(2023年3月31日現在) | 第39期<br>(2024年3月31日現在) |
|------|------------------------|------------------------|
| 流動資産 | －百万円                   | －百万円                   |
| 固定資産 | 68,921百万円              | 60,761百万円              |
| 資産合計 | 68,921百万円              | 60,761百万円              |
| 流動負債 | －百万円                   | －百万円                   |
| 固定負債 | 3,643百万円               | 1,957百万円               |
| 負債合計 | 3,643百万円               | 1,957百万円               |
| 純資産  | 65,278百万円              | 58,804百万円              |

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

|        |           |           |
|--------|-----------|-----------|
| のれん    | 51,451百万円 | 47,640百万円 |
| 顧客関連資産 | 20,947百万円 | 17,109百万円 |

(2) 損益計算書項目

|                                      | 第38期<br>(自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日) | 第39期<br>(自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日) |
|--------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業収益                                 | 一百万円                                  | 一百万円                                  |
| 営業利益                                 | △8,039百万円                             | △7,649百万円                             |
| 経常利益                                 | △8,039百万円                             | △7,649百万円                             |
| 税引前当期純利益                             | △8,039百万円                             | △7,649百万円                             |
| 当期純利益                                | △6,744百万円                             | △6,474百万円                             |
| 1株当たり当期純利益                           | △168,617円97銭                          | △161,850円28銭                          |
| (注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。 |                                       |                                       |
| のれんの償却額                              | 3,811百万円                              | 3,811百万円                              |
| 顧客関連資産の償却額                           | 4,228百万円                              | 3,837百万円                              |

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

|         | 第38期<br>(自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日) | 第39期<br>(自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日) |
|---------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 委託者報酬   | 95,739百万円                             | 102,113百万円                            |
| 運用受託報酬  | 14,651百万円                             | 15,156百万円                             |
| 投資助言報酬  | 2,048百万円                              | 2,211百万円                              |
| 成功報酬（注） | 1,499百万円                              | 1,999百万円                              |
| その他営業収益 | 23百万円                                 | 26百万円                                 |
| 合計      | 113,962百万円                            | 121,507百万円                            |

（注）成功報酬は、前事業年度においては損益計算書の運用受託報酬、当事業年度においては損益計算書の委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）及び第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当はありません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当はありません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

| 属性                              | 会社等の<br>名称    | 住所              | 資本金<br>又は<br>出資金 | 事業の<br>内容又は<br>職業 | 議決権<br>等の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関係内容       |                     | 取引の内容                | 取引金額<br>(百万円) | 科目        | 期末残高<br>(百万円) |
|---------------------------------|---------------|-----------------|------------------|-------------------|----------------------------|------------|---------------------|----------------------|---------------|-----------|---------------|
|                                 |               |                 |                  |                   |                            | 役員の<br>兼任等 | 事業上<br>の関係          |                      |               |           |               |
| 親<br>会<br>社<br>の<br>子<br>会<br>社 | 株式会社<br>みずほ銀行 | 東京都<br>千代田<br>区 | 14,040<br>億円     | 銀行業               | —                          | —          | 当社設定<br>投資信託<br>の販売 | 投資信託<br>の販売代<br>行手数料 | 7,474         | 未払<br>手数料 | 1,579         |
|                                 | みずほ証券株式<br>会社 | 東京都<br>千代田<br>区 | 1,251<br>億円      | 証券業               | —                          | —          | 当社設定<br>投資信託<br>の販売 | 投資信託<br>の販売代<br>行手数料 | 13,932        | 未払<br>手数料 | 2,404         |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

| 属性                              | 会社等の<br>名称    | 住所              | 資本金<br>又は<br>出資金 | 事業の<br>内容又は<br>職業 | 議決権<br>等の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関係内容       |                     | 取引の内容                | 取引金額<br>(百万円) | 科目        | 期末残高<br>(百万円) |
|---------------------------------|---------------|-----------------|------------------|-------------------|----------------------------|------------|---------------------|----------------------|---------------|-----------|---------------|
|                                 |               |                 |                  |                   |                            | 役員の<br>兼任等 | 事業上<br>の関係          |                      |               |           |               |
| 親<br>会<br>社<br>の<br>子<br>会<br>社 | 株式会社<br>みずほ銀行 | 東京都<br>千代田<br>区 | 14,040<br>億円     | 銀行業               | —                          | —          | 当社設定<br>投資信託<br>の販売 | 投資信託<br>の販売代<br>行手数料 | 8,140         | 未払<br>手数料 | 1,870         |
|                                 | みずほ証券株式<br>会社 | 東京都<br>千代田<br>区 | 1,251<br>億円      | 証券業               | —                          | —          | 当社設定<br>投資信託<br>の販売 | 投資信託<br>の販売代<br>行手数料 | 16,655        | 未払<br>手数料 | 3,137         |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1株当たり情報)

|              | 第38期<br>(自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日) | 第39期<br>(自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日) |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 1株当たり純資産額    | 1,975,862円96銭                         | 2,021,173円74銭                         |
| 1株当たり当期純利益金額 | 345,535円19銭                           | 321,310円79銭                           |

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                            | 第38期<br>(自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日) | 第39期<br>(自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日) |
|----------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 当期純利益金額                    | 13,821百万円                             | 12,852百万円                             |
| 普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額   | —                                     | —                                     |
| 普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額 | 13,821百万円                             | 12,852百万円                             |
| 普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数   | 40,000株                               | 40,000株                               |
| (うち普通株式)                   | (24,490株)                             | (24,490株)                             |
| (うちA種種類株式)                 | (15,510株)                             | (15,510株)                             |

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

# 独立監査人の中間監査報告書

2024年11月22日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## (1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

|           | 第40期中間会計期間末<br>(2024年9月30日現在) |
|-----------|-------------------------------|
| (資産の部)    |                               |
| 流動資産      |                               |
| 現金・預金     | 30,451                        |
| 有価証券      | 0                             |
| 金銭の信託     | 31,850                        |
| 未収委託者報酬   | 19,361                        |
| 未収運用受託報酬  | 3,548                         |
| 未収投資助言報酬  | 315                           |
| 未収収益      | 9                             |
| 前払費用      | 1,538                         |
| その他       | 2,282                         |
| 流動資産計     | 89,360                        |
| 固定資産      |                               |
| 有形固定資産    | 1,040                         |
| 建物        | ※1 888                        |
| 器具備品      | ※1 146                        |
| リース資産     | ※1 4                          |
| 建設仮勘定     | 0                             |
| 無形固定資産    | 4,122                         |
| ソフトウェア    | 3,011                         |
| ソフトウェア仮勘定 | 1,111                         |
| 電話加入権     | 0                             |
| 投資その他の資産  | 8,024                         |
| 投資有価証券    | 183                           |
| 関係会社株式    | 3,840                         |
| 長期差入保証金   | 764                           |
| 繰延税金資産    | 3,085                         |
| その他       | 150                           |
| 固定資産計     | 13,188                        |
| 資産合計      | 102,548                       |



(単位：百万円)

|              | 第40期中間会計期間末<br>(2024年9月30日現在) |
|--------------|-------------------------------|
| (負債の部)       |                               |
| 流動負債         |                               |
| 預り金          | 552                           |
| リース債務        | 1                             |
| 未払金          | 8,577                         |
| 未払収益分配金      | 0                             |
| 未払償還金        | 0                             |
| 未払手数料        | 8,466                         |
| その他未払金       | 108                           |
| 未払費用         | 7,321                         |
| 未払法人税等       | 3,650                         |
| 未払消費税等       | ※2 1,191                      |
| 契約負債         | 7                             |
| 賞与引当金        | 916                           |
| 役員賞与引当金      | 28                            |
| 流動負債計        | 22,247                        |
| 固定負債         |                               |
| リース債務        | 3                             |
| 退職給付引当金      | 2,720                         |
| 時効後支払損引当金    | 64                            |
| 固定負債計        | 2,787                         |
| 負債合計         | 25,035                        |
| (純資産の部)      |                               |
| 株主資本         |                               |
| 資本金          | 2,000                         |
| 資本剰余金        | 19,552                        |
| 資本準備金        | 2,428                         |
| その他資本剰余金     | 17,124                        |
| 利益剰余金        | 55,960                        |
| 利益準備金        | 123                           |
| その他利益剰余金     | 55,837                        |
| 別途積立金        | 31,680                        |
| 繰越利益剰余金      | 24,157                        |
| 株主資本計        | 77,513                        |
| 評価・換算差額等     |                               |
| その他有価証券評価差額金 | △0                            |
| 評価・換算差額等計    | △0                            |
| 純資産合計        | 77,513                        |
| 負債・純資産合計     | 102,548                       |

## (2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

|            |        | 第40期中間会計期間<br>(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) |        |
|------------|--------|------------------------------------------|--------|
| 営業収益       |        |                                          |        |
| 委託者報酬      |        | 55,266                                   |        |
| 運用受託報酬     |        | 8,186                                    |        |
| 投資助言報酬     |        | 1,200                                    |        |
| その他営業収益    |        | 13                                       |        |
|            | 営業収益計  |                                          | 64,667 |
| 営業費用       |        |                                          |        |
| 支払手数料      |        | 24,284                                   |        |
| 広告宣伝費      |        | 157                                      |        |
| 公告費        |        | 0                                        |        |
| 調査費        |        | 18,581                                   |        |
| 調査費        |        | 6,728                                    |        |
| 委託調査費      |        | 11,853                                   |        |
| 委託計算費      |        | 278                                      |        |
| 営業雑経費      |        | 355                                      |        |
| 通信費        |        | 19                                       |        |
| 印刷費        |        | 234                                      |        |
| 協会費        |        | 33                                       |        |
| 諸会費        |        | 29                                       |        |
| 支払販売手数料    |        | 39                                       |        |
|            | 営業費用計  |                                          | 43,658 |
| 一般管理費      |        |                                          |        |
| 給料         |        | 5,154                                    |        |
| 役員報酬       |        | 89                                       |        |
| 給料・手当      |        | 5,002                                    |        |
| 賞与         |        | 63                                       |        |
| 交際費        |        | 27                                       |        |
| 寄付金        |        | 5                                        |        |
| 旅費交通費      |        | 105                                      |        |
| 租税公課       |        | 298                                      |        |
| 不動産賃借料     |        | 583                                      |        |
| 退職給付費用     |        | 210                                      |        |
| 固定資産減価償却費  | ※1     | 790                                      |        |
| 福利厚生費      |        | 29                                       |        |
| 修繕費        |        | 0                                        |        |
| 賞与引当金繰入額   |        | 916                                      |        |
| 役員賞与引当金繰入額 |        | 28                                       |        |
| 機器リース料     |        | 0                                        |        |
| 事務委託費      |        | 1,607                                    |        |
| 事務用消耗品費    |        | 19                                       |        |
| 器具備品費      |        | 0                                        |        |
| 諸経費        |        | 154                                      |        |
|            | 一般管理費計 |                                          | 9,933  |
| 営業利益       |        |                                          | 11,075 |

(単位：百万円)

|              | 第40期中間会計期間<br>(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) |        |
|--------------|------------------------------------------|--------|
| 営業外収益        |                                          |        |
| 受取利息         | 2                                        |        |
| 受取配当金        | 448                                      |        |
| 時効成立分配金・償還金  | 0                                        |        |
| 為替差益         | 26                                       |        |
| 金銭の信託運用益     | 2                                        |        |
| 雑収入          | 6                                        |        |
| 時効後支払損引当金戻入額 | 7                                        |        |
| 営業外収益計       |                                          | 494    |
| 営業外費用        |                                          |        |
| 早期割増退職金      | 6                                        |        |
| 営業外費用計       |                                          | 6      |
| 経常利益         |                                          | 11,563 |
| 特別損失         |                                          |        |
| 固定資産除却損      | 3                                        |        |
| 関係会社株式評価損    | 31                                       |        |
| 特別損失計        |                                          | 35     |
| 税引前中間純利益     |                                          | 11,528 |
| 法人税、住民税及び事業税 |                                          | 3,685  |
| 法人税等調整額      |                                          | 320    |
| 法人税等合計       |                                          | 4,006  |
| 中間純利益        |                                          | 7,522  |

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：百万円)

|                                   | 株主資本  |       |              |             |           |           |             |
|-----------------------------------|-------|-------|--------------|-------------|-----------|-----------|-------------|
|                                   | 資本金   | 資本剰余金 |              |             | 利益剰余金     |           |             |
|                                   |       | 資本準備金 | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益<br>準備金 | その他利益剰余金  |             |
|                                   |       |       |              |             |           | 別途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |
| 当期首残高                             | 2,000 | 2,428 | 17,124       | 19,552      | 123       | 31,680    | 27,490      |
| 当中間期変動額                           |       |       |              |             |           |           |             |
| 剰余金の配当                            |       |       |              |             |           |           | △10,855     |
| 中間純利益                             |       |       |              |             |           |           | 7,522       |
| 株主資本以<br>外の項目の<br>当中間期変<br>動額(純額) |       |       |              |             |           |           |             |
| 当中間期変動額<br>合計                     | —     | —     | —            | —           | —         | —         | △3,333      |
| 当中間期末残高                           | 2,000 | 2,428 | 17,124       | 19,552      | 123       | 31,680    | 24,157      |

|                                   | 株主資本        |            | 評価・換算差額等             |                | 純資産<br>合計 |
|-----------------------------------|-------------|------------|----------------------|----------------|-----------|
|                                   | 利益剰余金       | 株主資本<br>合計 | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
|                                   | 利益剰余金<br>合計 |            |                      |                |           |
| 当期首残高                             | 59,294      | 80,846     | △0                   | △0             | 80,846    |
| 当中間期変動額                           |             |            |                      |                |           |
| 剰余金の配当                            | △10,855     | △10,855    |                      |                | △10,855   |
| 中間純利益                             | 7,522       | 7,522      |                      |                | 7,522     |
| 株主資本以<br>外の項目の<br>当中間期変<br>動額(純額) |             |            | 0                    | 0              | 0         |
| 当中間期変動額<br>合計                     | △3,333      | △3,333     | 0                    | 0              | △3,333    |
| 当中間期末残高                           | 55,960      | 77,513     | △0                   | △0             | 77,513    |

## 重要な会計方針

|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法       | <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式<br/>移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券<br/>市場価格のない株式等以外のもの<br/>中間決算日の市場価格等に基づく時価法<br/>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)<br/>市場価格のない株式等<br/>移動平均法による原価法</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法      | 時価法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 3. 固定資産の減価償却の方法          | <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)<br/>定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。<br/>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。<br/>建物 … 8～18年<br/>器具備品 … 3～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く)<br/>定額法を採用しております。<br/>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産<br/>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産<br/>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 5. 引当金の計上基準              | <p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法<br/>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法<br/>過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。<br/>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> |
| 6. 収益及び費用の計上基準           | 当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

| 項目                 | 第40期中間会計期間末<br>(2024年9月30日現在)                                           |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| ※1. 有形固定資産の減価償却累計額 | <div>建物 … 685百万円</div> <div>器具備品 … 609百万円</div> <div>リース資産 … 4百万円</div> |
| ※2. 消費税等の取扱い       | 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。                               |

(中間損益計算書関係)

| 項目          | 第40期中間会計期間<br>(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)             |
|-------------|------------------------------------------------------|
| ※1. 減価償却実施額 | <div>有形固定資産 … 76百万円</div> <div>無形固定資産 … 713百万円</div> |

(中間株主資本等変動計算書関係)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数 (株) | 当中間会計期間<br>増加株式数 (株) | 当中間会計期間<br>減少株式数 (株) | 当中間会計期間末<br>株式数 (株) |
|----------|--------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 普通株式     | 24,490             | —                    | —                    | 24,490              |
| A種種類株式   | 15,510             | —                    | —                    | 15,510              |
| 合計       | 40,000             | —                    | —                    | 40,000              |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                    | 株式の<br>種類  | 配当金 (財<br>産) の<br>総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|-----------------------|------------|-------------------------------|---------------------|------------|------------|
| 2024年3月15日<br>みなし株主総会 | 普通株式       | 575                           | 14,390              | 2024年4月1日  | 2024年4月1日  |
|                       | A種種類<br>株式 |                               |                     |            |            |
| 2024年6月17日<br>定時株主総会  | 普通株式       | 10,280                        | 257,000             | 2024年3月31日 | 2024年6月18日 |
|                       | A種種類<br>株式 |                               |                     |            |            |

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc. (以下「AM-One USA」という) の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ (以下「MHFG」という) の子会社である米州みずほLLC (以下「米州みずほ」という) が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社 (以下「DL」という) が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

- (2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの  
該当事項はありません。



(金融商品関係)

第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                      | 中間貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|----------------------|---------------------|-------------|-------------|
| (1) 有価証券             | 0                   | 0           | —           |
| (2) 金銭の信託            | 31,850              | 31,850      | —           |
| (3) 投資有価証券<br>其他有価証券 | 0                   | 0           | —           |
| 資産計                  | 31,852              | 31,852      | —           |

(注) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

| 区分     | 時価 (百万円) |        |      |        |
|--------|----------|--------|------|--------|
|        | レベル1     | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 有価証券   | —        | 0      | —    | 0      |
| 金銭の信託  | —        | 31,850 | —    | 31,850 |
| 投資有価証券 |          |        |      |        |
| 其他有価証券 | —        | 0      | —    | 0      |
| 資産計    | —        | 31,852 | —    | 31,852 |

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（銀行預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。  
これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

| 区分              | 中間貸借対照表計上額<br>(百万円) |
|-----------------|---------------------|
| 投資有価証券(その他有価証券) |                     |
| 非上場株式           | 182                 |
| 関係会社株式          |                     |
| 非上場株式           | 3,840               |

(有価証券関係)

第40期中間会計期間末  
(2024年9月30日現在)

### 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額3,840百万円)については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

### 2. その他有価証券

| 区 分                                | 中間貸借対照表<br>計上額(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|------------------------------------|---------------------|---------------|-------------|
| 中間貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの<br>投資信託  | -                   | -             | -           |
| 小計                                 | -                   | -             | -           |
| 中間貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの<br>投資信託 | 1                   | 2             | △0          |
| 小計                                 | 1                   | 2             | △0          |
| 合計                                 | 1                   | 2             | △0          |

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額182百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

| 結合当事企業 | DIAM             | MHAM             | TB               | 新光投信             |
|--------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 事業の内容  | 投資運用業務、投資助言・代理業務 | 投資運用業務、投資助言・代理業務 | 信託業務、銀行業務、投資運用業務 | 投資運用業務、投資助言・代理業務 |

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

| 会社名      | DIAM<br>(存続会社) | MHAM<br>(消滅会社) |
|----------|----------------|----------------|
| 合併比率 (*) | 1              | 0.0154         |

(\*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

## 10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

## 11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

### (1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年4月1日から2024年9月30日まで

### (2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212百万円

取得原価 144,212百万円

### (3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんのご金額 76,224百万円

b. 発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

c. のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

### (4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額 資産合計 40,451百万円

うち現金・預金 11,605百万円

うち金銭の信託 11,792百万円

b. 負債の額 負債合計 9,256百万円

うち未払手数料及び未払費用 4,539百万円

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

### (5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額 53,030百万円

#### b. 主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030百万円

#### c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

## 12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

### (1) 貸借対照表項目

|      |           |
|------|-----------|
| 流動資産 | －百万円      |
| 固定資産 | 57,453百万円 |
| 資産合計 | 57,453百万円 |
| 流動負債 | －百万円      |
| 固定負債 | 1,750百万円  |
| 負債合計 | 1,750百万円  |
| 純資産  | 55,702百万円 |

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額45,734百万円及び顧客関連資産の金額15,385百万円が含まれております。

### (2) 損益計算書項目

|            |             |
|------------|-------------|
| 営業収益       | －百万円        |
| 営業利益       | △3,629百万円   |
| 経常利益       | △3,629百万円   |
| 税引前中間純利益   | △3,629百万円   |
| 中間純利益      | △3,101百万円   |
| 1株当たり中間純利益 | △77,541円29銭 |

(注) 営業利益には、のれんの償却額1,905百万円及び顧客関連資産の償却額1,723百万円が含まれております。

### (資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

### (収益認識関係)

#### 1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

第40期中間会計期間  
(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

|         |           |
|---------|-----------|
| 委託者報酬   | 55,266百万円 |
| 運用受託報酬  | 8,186百万円  |
| 投資助言報酬  | 1,200百万円  |
| 成功報酬    | －百万円      |
| その他営業収益 | 13百万円     |
| 合計      | 64,667百万円 |

#### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

| 第40期中間会計期間<br>(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) |               |
|------------------------------------------|---------------|
| 1株当たり純資産額                                | 1,937,834円09銭 |
| 1株当たり中間純利益金額                             | 188,050円89銭   |

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                            | 第40期中間会計期間<br>(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) |
|----------------------------|------------------------------------------|
| 中間純利益金額                    | 7,522百万円                                 |
| 普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額   | —                                        |
| 普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額 | 7,522百万円                                 |
| 普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数   | 40,000株                                  |
| (うち普通株式)                   | (24,490株)                                |
| (うちA種種類株式)                 | (15,510株)                                |

(注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当増資を引き受け、同社への出資比率が23.4%から49.9%に引き上がりました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。



# 約 款

追加型証券投資信託  
[ジャパンニューエイジオープン] 約 款

運用の基本方針

約款第20条に規定する運用の基本方針は次のとおり定めます。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に、運用を行うことを基本とします。

2. 運用の方法

(1) 投資対象

わが国の上場株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度（運用方針）

わが国の上場株式を主要投資対象とし、主に銘柄選択効果により、中長期的に東証株価指数（TOPIX）（配当込み）を上回る投資成果を目指して積極運用を行います。

株式への投資にあたっては、運用サポートチームによる企業調査・分析によりユニバースを構築し、運用担当者がユニバースのなかから、収益力・成長性を分析し株価水準等を勘案して厳選投資します。株式組入比率については、銘柄選択効果を高めるため、高位に保つことを基本とします。但し、株式市場の中長期的トレンド変化が予想される場合には、弾力的に対処し、下落リスクの低減をはかります。ファンドの資金動向・市況動向等により、上記のような運用ができないことがあります。

なお、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます）を行うことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価額変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことができます。

株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたときならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

イ. 株式への投資には制限を設けません。

ロ. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

ハ. 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

ニ. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

ホ. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

ヘ. 有価証券先物取引等の運用指図は、約款第24条の規定の範囲で行います。

ト. スワップ取引の運用指図は、約款第25条の規定の範囲で行います。

チ. 外貨建資産への投資は行ないません。

リ. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて、収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額の範囲は、利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等とします。
- (2) 分配金額は、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- (3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、基本方針に従って運用を行います。

追加型証券投資信託  
[ジャパンニューエイジオープン] 約 款

<信託の種類、委託者および受託者>

第1条 この信託は、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

<信託事務の委託>

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

<信託の目的および金額>

第2条 委託者は、金1,256,430,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

<信託金の限度額>

第3条 委託者は、受託者と合意の上、金1,000億円を限度として、信託金を追加することができます。

②追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2028年9月25日までとします。

<募集の方法>

第4条の2 委託者は、この信託について、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる募集を行ないます。

<当初の受益者>

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<受益権の分割および再分割>

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1,256,430,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法>

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額

を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

#### <信託日時の異なる受益権の内容>

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### <受益権の帰属と受益証券の不発行>

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

#### <受益権の設定にかかる受託者の通知>

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

#### <受益権の申込単位および価額>

第11条 指定販売会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位をもって取得申込に応じることができます。ただし、別に定めるジャパンニューエイジオープン累積投資約款に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権取得申込者に限り1口の整数倍をもって取得申込に応じることができます。

- ②受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消

費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ③前項の手数料の額（その減免を含む）は、指定販売会社がそれぞれ独自に定めます。
- ④前2項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

## 第12条 （削 除）

＜受益権の譲渡にかかる記載または記録＞

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

＜受益権の譲渡の対抗要件＞

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

## 第15条 （削 除）

## 第16条 （削 除）

## 第17条 （削 除）

## 第18条 （削 除）

＜運用の指図範囲＞

第19条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  6. コマーシャル・ペーパー
  7. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、第2号から第6号までの証券または証書の性質を有するもの
  8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する本邦通貨表示の証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
  9. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りです。）
  10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。
- ②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- ③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

#### <受託者の自己または利害関係人等との取引>

- 第19条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。
- ②前項の取扱いは、第23条から第25条、第27条、第32条から第34条における委託者の指図による取引についても同様とします。

#### <運用の基本方針>

- 第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

#### <投資する株式等の範囲>

- 第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

<同一銘柄の株式等への投資制限>

第22条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

<信用取引の指図範囲>

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

<先物取引等の運用指図等>

第24条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価額変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ②委託者は、信託財産に属する資産の価額変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象



金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### <スワップ取引の運用指図・目的・範囲>

- 第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件をもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
  - ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
  - ④スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
  - ⑤委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### <同一銘柄の転換社債等への投資制限>

- 第26条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### <有価証券の貸付の指図および範囲>

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  - ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部解約を指図するものとします。
  - ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### <デリバティブ取引等に係る投資制限>

- 第27条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<信用リスク集中回避のための投資制限>

第27条の3 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<信託業務の委託等>

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
  4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第29条 （削 除）

<混蔵寄託>

第29条の2 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

第30条 （削 除）

<信託財産の登記等および記載等の留保等>

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

<有価証券売却等の指図>

第32条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

<再投資の指図>

第33条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

<資金の借入れ>

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払い資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払い資金の手当のために行なった有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払い資金の不足額の範囲内。
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内。

③前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

④借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

<損益の帰属>

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

<受託者による資金の立替え>

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

<信託の計算期間>

第37条 この信託の計算期間は、毎年9月25日から翌年9月24日までとします。

②前項にかかわらず、前項に定める各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日にあたるときは、各計算期間の終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

<信託財産に関する報告>

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

<信託事務の諸費用および監査報酬>

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は受益者の負担とし、信託財産から支弁します。

#### <信託報酬等の額および支弁の方法>

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の160の率を乗じて得た額とします。

②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### <収益の分配方式>

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、信託報酬および当該監査報酬ならびに信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は諸経費、監査報酬、信託報酬および当該監査報酬ならびに信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### <追加信託金および一部解約金の計理処理>

第42条 （削 除）

#### <収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責>

第43条 受託者は、収益分配金および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第44条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### <収益分配金、償還金および一部解約金の支払い>

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第45条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅

滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④一部解約金は、第46条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第27条の規定による収益調整金をいいます。）は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（受益権の取得に要した手数料および当該手数料にかかる消費税等を含まない各受益者毎に計算される信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）に応じて計算されるものとし、

なお平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額をいいます。）とみなすものとします。

#### <収益分配金および償還金の時効>

第45条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### <信託契約の一部解約>

第46条 受益者は、平成10年12月24日以降において、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位（別に定める契約にかかる受益権または指定販売会社に帰属する受益権については1口の整数倍）をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）は、次の事由により平成10年12月23日以前において、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産宣告を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき

②平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとし、この場合において受益者が前項ただし書きの各号に規定する事由によりその請求をするときは、指定販売会社は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求めることができます。

③委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に

対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤委託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。
- ⑥前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて算出した価額とします。
- ⑦委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑧委託者は、前項の規定によりこの信託契約を解約しようとするときは、第47条第2項から第5項の規定にしたがいます。

#### <質権口記載または記録の受益権の取り扱い>

第46条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### <信託契約の解約>

- 第47条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ②委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
  - ③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
  - ④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
  - ⑤委託者は、前項の規定により、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
  - ⑥第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

#### <信託契約に関する監督官庁の命令>

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

<委託者の登録取消等に伴う取扱い>

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

<委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い>

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

<受託者の辞任および解任に伴う取扱い>

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

<信託約款の変更>

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤委託者は、前項の規定により、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<反対者の買取請求権>

第52条の2 第46条ならびに第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第47条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

②前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者の協議により決定するものとします。

<信託期間の延長>

第53条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

<公告>

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am-one.co.jp/>

②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

<運用状況にかかる情報の提供>

第54条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

<信託約款に関する疑義>

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条から第18条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

委託者および受託者は、前記各条項により、信託契約を締結したことを証するために本約款2通を作成し、各1通を所持するものとします。

平成10年9月25日

|     |                                     |
|-----|-------------------------------------|
| 委託者 | 東京都中央区日本橋茅場町1丁目12番2号<br>新和光投信委託株式会社 |
|-----|-------------------------------------|

|     |                                |
|-----|--------------------------------|
| 受託者 | 大阪市中央区北浜4丁目5番33号<br>住友信託銀行株式会社 |
|-----|--------------------------------|